

鳥取県災害等緊急対策資金制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害等の発生により被害を受けた中小企業者等の事業活動の速やかな復旧を目的として、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第2条に定めるものとする。

(災害等の指定)

第3条 この資金の対象となる災害等とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び県内の中小企業者等の経営の安定に深刻な影響を及ぼす突発的な事故等のうち、商工労働部長の指定を受けたもの（以下「指定災害等」という。）とする。

2 商工労働部長は、前項の規定による指定を行ったときは、鳥取県災害等緊急対策資金指定通知書（様式第1号）により、保証協会、商工団体、取扱金融機関及び市町村に通知するものとする。

(融資対象者)

第4条 この資金の融資の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当することについて商工団体の確認（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号の規定に該当し、同項の規定による市町村の認定を受けようとする場合は当該認定）を受けた中小企業者等とする。

- (1) 指定災害等により事業の用に供する施設、設備、製品又は原材料等に被害を受けた者
- (2) 指定災害等により最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月の売上高等に比べ5パーセント以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5パーセント以上減少することが見込まれる者
- (3) その他必要により商工労働部長が別に定める要件に該当する者

(融資条件)

第5条 この資金の融資条件は、次のとおりとする。

資金の用途	運転資金、設備資金及び借換資金。ただし、借換資金は、運転資金又は設備資金の借入に併せて、保証協会の信用保証付き借入金（鳥取県中小企業小口融資、鳥取県同和地区中小企業特別融資、鳥取県中小企業小口融資等特別資金、鳥取県経営活力再生緊急資金、鳥取県経営活力強化資金、鳥取県経営体質強化資金、鳥取県経営再生円滑化借換特別資金、鳥取県再生支援資金、鳥取県チャレンジ応援資金及び鳥取県コロナ克服借換特別資金並びに保証協会が別に定める借換対象外の資金を除く。）のとりまとめを行う場合に限るものとし、借換資金のみの利用は認めないものとする。									
融資限度額	2億8千万円									
融資期間	10年以内（据置3年以内を含む。）とする。ただし、前条第1号に掲げる者への融資のうち、設備資金に係るものの融資期間については、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）とする。									
融資利率	年1.43パーセント（変動金利）									
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。									
保証料率	下表のとおりとする。									
	（単位：％）									
	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.08	1.04	0.99	0.94	0.89	0.85	0.80	0.60	0.45	
※経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号、7号又は8号										

	の適用を受ける場合は、保証料率は0.70%とする。 ※経営安定関連保証（セーフティネット保証）4号又は危機関連保証の適用を受ける場合は、保証料率は0.80%とする。
担保	保証協会の定めるところによる。
保証人	保証協会の定めるところによる。
償還方法	割賦均等償還

（融資の申込み）

- 第6条 この資金の融資を受けようとする者は、災害等緊急対策資金融資申込書（様式第2号。以下「申込書」という。）に関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。
- 2 申込書の提出を受けた商工団体は、融資対象者要件の確認及び内容を精査の上、必要に応じて意見を付して、申込書等の原本を保証協会に、写しを申込者が借入を希望している取扱金融機関に送付するものとする。

（融資審査）

- 第7条 保証協会は、申込書を受け付けたときは、取扱金融機関と保証及び融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、取扱金融機関及び申込書を受け付けた商工団体に審査結果を通知するものとする。
- 2 審査結果の通知を受けた取扱金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

（資金措置）

- 第8条 この資金を運用するため、県は基本要綱第4条の規定に基づく補助金により、市は預託により、取扱金融機関に対してそれぞれ次のとおり資金措置を行うものとする。

（1） 県

- ア 補助金交付額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じて得た額
- イ 補助対象期間 年度更新とし、前条第2項に基づき取扱金融機関から実行された融資の期間（鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱（平成18年4月1日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知）に基づき貸付期間が延長されたときは、その延長期間を含む。以下「取扱金融機関の融資期間」という。）を限度とする。

（2） 市

- ア 預託額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める割合を乗じて得た額
- イ 預託利率 商工労働部長が別に定める割合とする。
- ウ 預託期間 年度更新とし、取扱金融機関の融資期間を限度とする。

（融資実行の報告）

- 第9条 基本要綱第8条に定める報告先は、県及び市とする。

（融資条件の特例）

- 第10条 県は、第3条第1項の規定による指定ごとに、商工労働部長が特に必要と認めるときは、第5条の規定にかかわらず、資金の使途、融資期間、融資利率及び保証料率の特例を設けることができる。
- 2 前項の特例の内容は、第3条第2項の通知に併せて保証協会、商工団体、取扱金融機関及び市町村に通知するものとする。

（その他）

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同日以降に商工労働部長が指定した災害等に係る貸付けについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 3 月 12 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成 28 年 10 月 26 日から施行し、平成 28 年 10 月 24 日の貸付けから適用する。
- 2 当該資金のうち、平成 28 年 10 月 24 日付第 201600113813 号で指定した「平成 28 年 10 月以降に発生した鳥取県中部を震源とする地震」に係る融資利率及び保証料率については、第 5 条の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

融資利率	年 1.43 パーセント（変動金利） ただし、借入後 5 年間は年 0 パーセント（固定金利）とする。									
保証料率	下表のとおりとする。 <div style="text-align: right;">（単位：％）</div>									
	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	保証料率	0.68	0.64	0.59	0.54	0.49	0.45	0.40	0.30	0.23
ただし、借入後 5 年間は料率区分にかかわらず 0 パーセントとする。										

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 2 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 当該資金のうち、平成 28 年 10 月 24 日付第 201600113813 号で指定した「平成 28 年 10 月以降に発生した鳥取県中部を震源とする地震」に係る融資期間及び据置期間については、第 5 条の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

融資期間	12 年以内（据置 5 年以内を含む。）とする。ただし、前条第 1 号に掲げる者への融資のうち、設備資金に係るものの融資期間については、17 年以内（5 年以内の据置期間を含む。）とする。
------	--

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

鳥取県商工労働部長

鳥取県災害等緊急対策資金指定通知書

鳥取県災害等緊急対策資金制度要綱第3条第1項の規定に基づき下記のとおり指定を行ったので、同条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 指定した災害等
- 2 指定期間
- 3 追加する融資対象者の要件
- 4 融資限度額
- 5 その他

災害等緊急対策資金融資申込書

年 月 日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

(申込者)
所在地
企業名
代表者名

印

鳥取県災害等緊急対策資金制度要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1 申請企業の概要等

資本金(元入金)	千円	従業員数	人
業種	※具体的に記載すること。		

2 借入申込み

借入希望額	千円	千円	千円
	(うち運転)	千円・設備	千円・借換
借入期間	年	月 (うち据置)	年 月
借入金融機関	銀行・金庫		支店

3 資金調達計画

資金調達内訳	金額	借入先・借入条件等
本資金	千円	
自己資金	千円	
本資金以外の借入金	千円	
その他 ()	千円	
合計	千円	

4 資金使途の明細

(1) 運転資金の内容

※利用目的を具体的に記載すること。

(2) 設備資金の内容

明 細 (名称・形式等)	数 量	金 額	着手予定日	完了予定日
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		

(注) 記載欄が不足するときは、別紙とすること。

(3) 借換資金の内容 (※借換の対象となる既往借入金の状況を記載すること。)

金融機関名	資 金 名	借入年月日	当初借入額	現在残高	月返済額	最終期日
			千円	千円	千円	
			千円	千円	千円	
			千円	千円	千円	
			千円	千円	千円	
			千円	千円	千円	
			千円	千円	千円	
合 計			千円	千円	千円	

(注) 契約 (一口) ごとに記載。県等の制度融資は、資金名の末尾に (鳥取県) などと記載。

5 申込区分

申込区分に応じて、次の□にレ印を記入。

<input type="checkbox"/> 要綱第4条第1号	<input type="checkbox"/> 要綱第4条第2号	<input type="checkbox"/> 要綱第4条第3号
-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

6 指定災害等による影響の確認

申込区分に応じて、次のうち該当するもののみ記載すること。ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当し同項の規定による認定書の交付を受けた者は、記載不要。(認定書を添付すること。)

(1) 指定災害等による被害の内容 (すべての申込区分で記載すること。)

※被害の内容を具体的に記載すること

- (2) 今後3か月間の売上高等の見込(第4条第2号の申込区分は記載すること。)
 [売上高・販売数量・完成工事高・受注残高] ※該当するものに○を付けること。(単位:千円、%等)

区分	時期	当該年(A)	前年(B)	減少率 ((1-A/B)×100)
最近1か月 実績	年 月			%
その後2か月 見込み	年 月			※上記及び下記の欄 は5%以上である こと
	年 月			
3か月	合計			%

(注) 数量のときは、内容に応じた単位を記載すること。(例:個、トン等)

<p>[商工団体記入欄] 指定災害等により影響があることの確認</p> <p>指定災害等により、申込者に深刻な影響があることを確認しました。</p> <p>年 月 日</p> <p>(商工団体名、役職名、氏名) 印</p>

- (3) 経営改善計画の内容(借換資金を利用する場合に記載)
 今後取り組む経営改善等の内容を具体的に記載すること。

<p>①現状における問題点又は課題</p>

②経営改善方策又は新事業展開計画の内容等

(注) 記載欄が不足するときは、別紙とすること。

7 本借入申込みに対する意見等

※申込書を受け付けた商工団体において、必要に応じて記載してください。

記 載 者	商工団体名
	役 職
	氏 名

【添付書類】※各1部

- 1 試算表など、最近1か月（最近3か月）の売上高等が前年同月と比較して減少することが確認できる書類（要綱第4条第2号申込区分のとき）
- 2 最近2年間の決算書
- 3 納税証明書（県税及び市税）
- 4 見積書等金額の根拠となるものの写し
- 5 中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当し、同項の規定による市町村の認定を受けた場合は当該認定書

※経営改善計画について、より詳細な資料の提出を求める場合がある。

鳥取県流動資産担保融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内の中小企業者等が有する売掛債権及び棚卸資産（以下「流動資産」という。）を有効活用し、経営に必要な資金の確保を図り、もって中小企業の振興に寄与することを目的とし、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第2条に定めるものとする。

(融資対象者)

第3条 この融資の対象となる者は、鳥取県内に事業所を有する中小企業者等で、事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を有する者とする。ただし、棚卸資産を担保とする場合は、法人に限る。

(融資条件)

第4条 この資金の融資条件は、次のとおりとする。

資金の用途	運転資金及び設備資金
融資限度額	1億円
融資期間	1年（ただし、個別保証の場合は1年以内とする。） ※1年毎の更新可能。ただし、当初から最大3年。
融資利率	年1.47パーセント（変動金利）
信用保証	保証協会の保証を必要とする。（ただし、保証割合は80パーセントとする。）
保証料率	年0.68パーセント
担保	申込人の有する流動資産。（ただし、個別保証の場合は、売掛債権のみとする。）
保証人	徴求しない。
償還方法	(1) 根保証の場合 約定弁済又は随時弁済とする。 (2) 個別保証の場合 返済引当とした売掛債権の支払期日に一括弁済とする。

(融資の申込み)

第5条 この資金の融資を受けようとする者は、流動資産担保融資申込書（別記様式。以下「申込書」という。）に関係書類を添えて、金融機関を通じて保証協会に提出するものとする。

(融資の内定と実行)

第6条 保証協会は、申込書を受け付けたときは、金融機関と保証及び融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、金融機関に内定の通知をするものとする。

2 内定の通知を受けた金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

(資金措置)

第7条 この資金を運用するため、基本要綱第4条の規定に基づき、金融機関に対して次のとおり利子補助を行うものとする。

- (1) 補助金交付額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じて得た額
- (2) 補助対象期間 前条第2項の規定に基づき金融機関から実行された融資の期間を限度とする。

(融資実行の報告)

第8条 基本要綱第8条に定める報告先は、県とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附 則
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度の貸付けから適用する。

附 則
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

流動資産担保融資申込書

鳥取県知事 様

(申込者)
所在地
企業名
代表者名

印

鳥取県流動資産担保融資制度要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1 申請企業の概要等

(1) 資本金	千円		
(2) 従業員数	人		
(3) 業 種			
(4) 借入希望額	千円		
(5) 資金使途	運転資金	千円	設備資金 千円
(6) 担保の種類	ア 売掛債権 イ 棚卸資産 () ※ 該当するものの記号を○で囲むこと。イについては、具体的な担保の種類(品目)を記載すること。		
(7) 借入希望 金融機関			
(8) 借入期間 又は 返済期日	(借入期間)	か月	
	(返済期日)	年 月 日	
(9) 本資金の過 去の利用状況	年度	千円	
	年度	千円	

2 資金調達計画

資金調達内訳	金額(千円)	借入先・借入条件等
(1) 本資金		
(2) 借入金		
(3) 自己資金		
合 計		

【添付書類】

- 1 県税局が発行する納税証明書
- 2 見積書等金額の根拠となるものの写し
- 3 最近2年間の決算書

鳥取県事業承継支援資金制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業承継に取り組もうとする個人や中小企業者等に必要な資金を融資し、雇用の維持及び技術の継承を通じて地域経済の活性化に資することを目的とし、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

なお、第3条第2号は国の全国統一制度の対象である。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第2条に定めるものとする。

(融資対象者及び融資条件)

第3条 この資金の融資対象者及び融資条件は、次のとおりとする。

(1) 一般貸付

融資対象者	次のいずれかに該当する者 ア 次のいずれかに該当する者 （ア）代表者を2年以内に交代しようとする法人又は代表者が交代してから2年未満の法人 （イ）個人から2年以内に事業の引継ぎを受けようとする者又は事業の引継ぎを受けてから2年未満の者 イ 合併、営業譲渡、株式取得又は会社分割（以下「合併等」という。）により事業資産及び経営権（以下「資産等」という。）を2年以内に承継する中小企業者等、又は合併等により資産等を承継した後2年を経過していない中小企業者等 ウ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号。以下「承継円滑化法」という。）の認定を受けた中小企業者の代表者のうち、特定経営承継関連保証を受けるもの エ 承継円滑化法の認定を受けた事業を営んでいない個人のうち、特定経営承継準備関連保証を受ける者									
資金の用途	運転資金、設備資金									
融資限度額	2億8千万円									
融資期間	10年以内（据置2年以内を含む。）									
融資利率	年1.43パーセント（変動金利）									
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。									
保証料率	下表のとおりとする。									
	（単位：％）									
	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	0.48	0.45	0.41	0.37	0.33	0.30	0.27	0.23	0.21	
※経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号、7号又は8号の適用を受ける場合は、保証料率は0.25％とする。										
担保・保証人	保証協会の定めるところによる。									
償還方法	割賦均等償還									

(2) 特別保証貸付

融資対象者	次のア又はイに該当し、かつ、ウに該当する法人（ただし、特別保証貸付制度を既に利用している法人は、本制度1回目の保証日（貸付実行されたものに限る。）から3年以内に保証申込みを行うものに限る。） ア 保証協会の保証日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 イ 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人で、事業承継日から3年を経過していない者。 ウ 次の（ア）から（エ）までに定める全ての要件を満たすこと。なお、（ア）
-------	---

	<p>から（ウ）までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、（エ）については、信用保証協会への申込日（注1）に満たしていることを要するものとする。</p> <p>（ア） 資産超過であること （イ） EBITDA有利子負債倍率（※）が1.5倍以内であること （※） EBITDA有利子負債倍率 ＝（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費） （ウ） 法人・個人の分離がなされていること （エ） 返済緩和している借入金がないこと</p> <p>（注1） 申込日が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。ただし、令和2年経済産業省告示第36号により経済産業大臣が指定した事由として指定した期間中（経済産業大臣が延長したときは、その延長した期間を含む。）である場合においては、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間の始期の前日でも差し支えない。</p>																																								
資金の使途	<p>融資対象者がアに掲げる者である場合 運転資金、設備資金、既存借入金（保証人あり）の借換資金</p> <p>融資対象者がイに掲げる者である場合 既存借入金（保証人あり）の借換資金（ただし、事業承継前に保証人を提供している借入金に係る借換資金に限る）</p>																																								
融資限度額	2億8千万円																																								
融資期間	10年以内（据置1年以内を含む。）																																								
融資利率	年1.43パーセント（変動金利）																																								
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。																																								
保証料率	<p>下表のとおりとする。</p> <p>（1） ガバナンス体制の整備に関するチェックシートに掲げる項目のうち、確認が必要とされる項目の全てについて条件を満たすと判断した者 （単位：％）</p> <table border="1"> <tr> <td>料率区分</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> <td>⑨</td> </tr> <tr> <td>保証料率</td> <td>0.29</td> <td>0.25</td> <td>0.21</td> <td>0.18</td> <td>0.15</td> <td>0.13</td> <td>0.10</td> <td>0.08</td> <td>0.00</td> </tr> </table> <p>（2） （1）の要件を満たさない者 （単位：％）</p> <table border="1"> <tr> <td>料率区分</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> <td>⑨</td> </tr> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> </table>	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	0.29	0.25	0.21	0.18	0.15	0.13	0.10	0.08	0.00	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																
保証料率	0.29	0.25	0.21	0.18	0.15	0.13	0.10	0.08	0.00																																
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																
保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																																
担保・保証人	保証人不要 担保は保証協会の定めるところによる																																								
償還方法	割賦均等償還																																								

（融資の申込み）

第4条 この資金の融資を受けようとする者は、事業承継支援資金申込書（別記様式。以下「申込書」という。）に関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。

2 申込書の提出を受けた商工団体は、内容を精査した上、必要に応じて意見を付して、申込書を保証協会に送付するものとする。

（融資の内定と実行）

第5条 保証協会は、申込書を受け付けたときは、金融機関と保証・融資に関する協議を行い、

適当と認めたものについて、金融機関に内定の通知を行うとともに、商工団体に対し、審査結果を通知するものとする。

2 内定の通知を受けた金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

(融資実行の報告)

第6条 基本要綱第8条に定める報告先は県及び市とする。

(資金措置)

第7条 この資金を運用するため、県は基本要綱第4条の規定に基づく補助金により、市は預託により、金融機関に対してそれぞれ次のとおり資金措置を行うものとする。

(1) 県

ア 補助金額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じた額

イ 補助対象期間 年度更新とし、第5条第2項の規定に基づき金融機関から実行された融資の期間（鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知）に基づき貸付期間が延長されたときは、その延長期間を含む。以下「金融機関の融資期間」という。）を限度とする。

(2) 市

ア 預託額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める割合を乗じた額

イ 預託利率 商工労働部長が別に定める。

ウ 預託期間 年度更新とし、金融機関の融資期間を限度とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年7月30日から施行し、令和元年8月1日以降の貸付けから適用する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年9月5日から施行し、令和4年8月31日以降の貸付から適用する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

事業承継支援資金申込書

年 月 日

鳥取県知事 様

(申込者)
所在地
企業名
代表者名

印

鳥取県事業承継支援資金制度要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1 申請者の概要等（要綱第3条表中『融資対象者』エの場合は記載不要）

(1) 中小企業者等の申し込みの場合（要綱第3条表中『融資対象者』ア・イ欄）

業 種	※具体的に記載してください。
-----	----------------

(2) 中小企業者の代表者個人の申し込みの場合（要綱第3条表中『融資対象者』ウ欄）

役 職 名		氏 名	
代表を務める企業の業種	※具体的に記載してください。		

2 借入申込み

借入希望額	千円 (うち運転 千円・設備 千円)					
資金用途明細	運 転	(利用目的) ※具体的に記載してください。				
	設 備	明 細 (名称・形式等)	数 量	金 額	着手予定日	完了予定日
借入期間	年 (うち据置 年)					
借入金融機関	銀行・金庫 支店					

3 資金調達計画

資金調達内訳	金額	借入先・借入条件等
本資金	千円	
借入金	千円	
自己資金	千円	
合計	千円	

4 対象者要件の確認

申込区分に応じて、次のうち該当するもののみ記載すること。また、該当項目の添付書類を提出すること。

(1) 事業承継（要綱第3条表中『融資対象者』ア欄）

要件	該当	承継（予定）日時	添付書類（例）
代表者が2年以内に交代予定		年 月 日	
代表者が交代して2年未満		年 月 日	法人登記の写し

(2) 合併等（要綱第3条表中『融資対象者』イ欄）

要件	該当	承継（予定）日時	添付書類（例）
資産等を2年以内に取得予定		年 月 日	・事業引継ぎ支援センター等の支援を受けて策定した事業承継計画
資産等を取得して2年未満		年 月 日	・売買契約書 ・譲渡契約書 ・事業引継ぎ支援センター等の支援を受けて策定した事業承継計画

(3) 承継円滑化法の認定（要綱第3条表中『融資対象者』ウ欄）

要件	資金使途	該当	承継（予定）日時	添付書類(※)
	承継円滑化法の認定を受けた中小企業の代表者			

(※) 特定経営承継関連保証の添付書類と同一のため、全ての提出が必要

(4) 承継円滑化法の認定（要綱第3条表中『融資対象者』エ欄）

要件	資金使途	該当	承継（予定）日時	添付書類(※)
	承継円滑化法の認定を受けた事業を営んでいない個人			

(※) 特定経営承継準備関連保証の添付書類と同一のため、全ての提出が必要

5 本借入申込みに対する意見等

※申込書を受け付けた商工団体において、必要に応じて記載してください。

記載者	商工団体名
	役 職
	氏 名

【添付書類】

- 1 納税証明書（県税及び市税）
- 2 見積書等金額の根拠となるものの写し
- 3 直近の決算書
- 4 中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当し同項の規定による認定書の交付を受けた者は当該認定書

事業承継支援資金申込書

年 月 日

鳥取県知事 様

(申込者)
所在地
企業名
代表者名

印

鳥取県事業承継支援資金制度要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1 申請者の概要等

業 種	※具体的に記載してください。
-----	----------------

2 借入申込み

借入希望額	(うち運転	千円 千円・設備	千円・借換	千円)	
資金使途明細	運	(利用目的) ※具体的に記載してください。			
	設	明 細 (名称・形式等)	数 量	金 額	着手予定日 完了予定日
	備				
借入期間	年 (うち据置 年)				
借入金融機関	銀行・金庫 支店				

3 資金調達計画

資金調達内訳	金 額	借入先・借入条件等
本資金	千円	
借入金	千円	
自己資金	千円	
合 計	千円	

4 その他（特別保証貸付を既に利用している法人は、本制度の当初借入日等を記載すること）

当初借入日	当初借入額	現在残高
年 月 日	千円	千円

5 本借入申込みに対する意見等

※申込書を受け付けた商工団体において、必要に応じて記載してください。

記	商工団体名
載	役 職
者	氏 名

【添付書類】（4～8は必要に応じて添付すること）

- 1 納税証明書（県税及び市税）
- 2 見積書等金額の根拠となるものの写し
- 3 直近の決算書
- 4 事業承継計画書
- 5 財務要件等確認書
- 6 借換債務等確認書
- 7 他行借換依頼書兼確認書
- 8 事業承継時判断材料チェックシート

事業承継計画書

住 所

法人名

代表者名

印

1. 事業承継の概要 ※

被承継者	氏 名	年 齢	事業承継(予定)日					
	印		年	月 日				
承継者	氏 名	年 齢	被承継者との関係					
	印							
事業承継理由								
承継者の経歴(これから事業承継を予定している場合のみご記入ください。)								
株主構成の推移								
事業承継前	株主氏名	被承継者との関係	持株数	事業承継後(予定含)	株主氏名	被承継者との関係	持株数	
			株					株
			株					株
			株					株
			株					株
	合計				株	合計		
円滑な事業承継に向けた準備(これから事業承継を予定している場合のみご記入ください。)								
(内外の関係者との調整、承継者の教育、その他事業承継に係る課題及び解決策等)								

※事業承継済みの場合は、次のとおりご記入ください。

(1)「被承継者」及び「承継者」欄への押印は不要です。(2)「事業承継(予定)日」とは、登記事項証明書における代表者への就任日です。

2. 収支計画

(単位:千円)

	前期実績	今期見込	計画1期目	計画2期目	計画3期目	計画4期目
	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)
売上高						
経常利益						

私は、今後も、金融機関等の求めに応じ、財務状況と経営状況等の報告を適時適切に行うことを確約します。

信用保証協会へお申し込みされる場合は、以下もご記入ください。

3. 事業承継特別保証制度の申込人資格要件の確認

申込人資格要件 (いずれかに○)	【事業承継予定】(1)3年以内に事業承継を予定している。	
	【事業承継済み】(2)事業承継日から3年を経過していない。	

※上記以外に一定の財務要件等を満たしている必要があります。

※【事業承継済み】の場合は、事業承継日が令和2年1月1日から令和7年3月31日の期間内である必要があります。

(信用保証協会へは、本計画書の原本を提出してください。)

財務要件等確認書

金融機関本・支店名

代表者名

印

協会顧客番号	申込人（法人）

申込金融機関として、申込人が直前の決算（ 年 月期決算）において以下の①、②及び③の要件に該当していること並びに保証申込日において④の要件を満たしていることを確認しております。なお、各要件に係る判断及び確認は申込金融機関によるものです。

① 資産超過である。	純資産合計 円
② EBITDA有利子負債倍率が1.5倍以内である。	EBITDA有利子負債倍率 倍
〔計算式〕（借入金・社債 - 現預金）÷（営業利益 + 減価償却費）	
	借入金・社債（ ）円 - 現預金（ ）円
	営業利益（ ）円 + 減価償却費（ ）円
③ 法人と経営者との関係の明確な区分・分離がなされている。 また、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）が社会通念上適切な範囲を超えていない。	
④ 返済緩和している借入金がない。	

※各勘定科目の数値については、決算書上の財務数値をそのままご記入ください。

※②については、「営業利益+減価償却費」は「0」（ゼロ）を超えていることが必要です。「借入金・社債-現預金」は「0」（ゼロ）以下でも対象となります。なお、減価償却費については、営業外費用や特別損失に計上されているものは含めません。

※④については、申込日が危機関連保証が発動されている期間中（その後延長がなされた場合は延長後の期間まで）である場合は当該期間の始期の前日、新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証4号の指定期間中（その後延長がなされた場合は延長後の期間まで）である場合は、令和2年1月31日を基準として確認することでも差し支えありません。

鳥取県 信用保証協会 御中

借換債務等確認書

住 所
(申込人) 法 人 名
代表者名 印

借入申込の内容 (年 月 日現在)

借換対象資金（既往借入金）の内容 ^{※1}					
保証協会付	保証番号	借入日	当初借入額	現在残高	個人保証人の氏名
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
①小計			(A)	円	
プロパー ※2	金融機関名	借入日	当初借入額	現在残高	個人保証人の氏名
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
②小計			(B)	円	
③増額借入希望額 ^{※3}			(C)	円	
④借入申込額（①、②及び③の合計）			(A+B+C)	円	

※1 本制度で借り換える既往借入金の内容をご記入ください。借入金が極度取引による場合には、「当初借入額」には極度額、「現在残高」には、実際の借入残高をご記入ください。

なお、事業承継後の借入金及び保証人(個人に限る。)を提供していない借入金は対象外となります。

※2 金融機関からの借入金のうち、信用保証協会の保証付きでない借入金をご記入ください。

※3 事業承継後の場合には対象となりませんので、「0」（ゼロ）をご記入ください。

この度、申込人から経営者を含めた保証人の解除要請を受けた上記借換対象資金（以下「上記資金」という。）は、事業資金として貸し付けたものであり、返済条件の緩和をしていません。

また、「事業承継特別保証制度要綱」に基づく対象資金であることを確認しています。

なお、上記資金に当金融機関以外からの融資金が含まれるときは、「他行借換依頼書兼確認書」により、借換対象資金の状況を確認しています。

この度の信用保証付融資金については、申込人の金融円滑化に寄与し、かつ、事業経営の利益となるものであり、当金融機関では、今後とも積極的に支援していく方針です。

年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名 印

鳥取県 信用保証協会 御中

他行借換依頼書兼確認書

住 所
 (依頼人) 法人名
 代表者名 印

私は、経営者を含めた保証人を提供している既往借入金について、取引金融機関に対し、保証人の解除を要請しております。

今般、取引金融機関との協議により、貴協会の「事業承継特別保証制度」による (借換金融機関名) からの借入金をもって、次の【既往借入金の内容】に記載する (被借換金融機関名) からの借入金を決済することで保証人の解除を図りたく、ここに依頼いたします。

【既往借入金の内容】※1 (年 月 日現在)

既往借入金	借入日	当初借入額	現在残高	保証番号※2	個人保証人の氏名
	年 月 日	円	円		
年 月 日	円	円			
年 月 日	円	円			
年 月 日	円	円			
年 月 日	円	円			
合 計			円		

※1 本制度で借り換える既往借入金の内容をご記入ください。借入金が極度取引による場合には、「当初借入額」には極度額、「現在残高」には、実際の借入残高をご記入ください。

なお、事業承継後の借入金及び保証人(個人に限る。)を提供していない借入金は対象外となります。

※2 信用保証協会付借入金の場合は、保証番号をご記入ください。

この度、依頼人から経営者を含めた保証人の解除要請を受けた上記【既往借入金の内容】に係る融資金について、当金融機関では、保証人の解除が困難なことから、依頼人に対する (借換金融機関名) からの融資金により、同金融機関からの送金と同日付で完済処理をいたします。

なお、上記の融資金は、事業資金として貸し付けたものであり、返済条件を緩和していません。

また、依頼人を債務者とする不動産担保の設定状況は次のとおりです。

設定額	千円	抵当権	根抵当権	設定額	千円	抵当権	根抵当権
		千円	抵当権		根抵当権		千円

【送金先】

送金指定口座 銀行 本店
 信用金庫 支店 別段 預金口座番号
 信用組合
 口座名義人(送金先金融機関名)

年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名 印

【事業承継特別保証制度／経営承継借換関連保証用】

() 信用保証協会 御中

No.

ガバナンス体制の整備に関するチェックシート

住所	
企業名	
代表者名	

作成日	年 月 日
()	中小企業活性化協議会
担当者:	
電話番号:	

作成日	年 月 日
()	事業承継・引継ぎ支援センター
担当者:	
電話番号:	

【中小企業活性化協議会使用欄】

	項目内容	チェックポイント(◎は特に重要な項目)	チェック欄
経営の 透明性	経営者へのアクセス	◎ 支援者が必要なタイミング又は定期的に経営状況等について内容が確認できるなど経営者とのコミュニケーションに支障がない。	
	情報開示	◎ 経営者は、決算書、各勘定明細(資産・負債明細、売上原価・販管費明細等)を作成しており、支援者はそれらを確認できる。	
		◎ 経営者は税務署の受領印(電子申告の場合、受付通知)がある税務関係書類を保有しており、支援者はそれらを確認できる。	
		経営者は試算表、資金繰り表を作成した上で、自社の経営状況を把握する。また、支援者からの要請があれば提出する。	
	内容の正確性	◎ 経営者は日々現預金の出入りを管理し、動きを把握する。例えば、終業時に金庫やレジの現金と記帳残高が一致するなど収支を確認しており、支援者は経営者の取組を確認できる。	
		支援者は直近3年間の貸借対照表の売掛債権、棚卸資産の増減が売上高等の動きと比べて不自然な点がないことや、勘定明細にも長期滞留しているものがないことを確認する。	
経営者は、会計方針が適切であるかどうかについて、例えば、「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト等を活用することで確認した上で、会計処理の適切性向上に努めており、支援者はそれを確認できる。			

法人個人 の分離	資金の流れ	◎ 支援者は、事業者から経営者への事業上の必要が認められない資金の流れ(貸付金、未収入金、仮払金等)がないことを確認できる。	
		◎ 支援者は、経営者が事業上の必要が認められない経営者個人として消費した費用(個人の飲食代等)を法人の経費処理としていないことを確認できる。	
	経営者は役員報酬について、事業者の業況が継続的に悪化し、借入金の返済に影響が及ぶ場合、自らの報酬を減額する等の対応を行う方針にあり、支援者はそれを確認できる。		
	事業資産の所有権	経営者が事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を有している場合、支援者は法人から経営者に対して適正な賃料が支払われていることを確認できる。	

	項目内容	項目	t-2期	t-1期	t期	目安	チェック欄
財務 基盤 の 強化	債務償還力	◎ EBITDA有利子負債倍率				15倍以内	
	安定的な収益性	◎ 減価償却前経常利益				2期連続赤字でない	
	資本の健全性	◎ 純資産額				直近が資産超過であること	

【事業承継・引継ぎ支援センター使用欄】

項目内容	チェックポイント	チェック欄
事業承継計画書	事業承継に取り組む中小企業・小規模事業者(除く個人事業主)である ※書式は信用保証協会所定の事業承継計画書様式。	

【事業者が持参する必須書類】

・事業承継計画書、決算書(3年分)、試算表(決算後3ヵ月以内の場合には提出不要)、資金繰り表

【該当する場合、事業者が持参する必要書類】

・事業資産の所有者が決算書で説明できない場合: 所有資産明細書等
・事業用資産を経営者が有している場合、適切な賃料が支払われているかの確認資料: 賃貸借契約書等(写しでも可)
・貸付金等がある場合、一定期間での解消意向を説明する確認資料: 金銭消費貸借契約書、借用書等(写しでも可)

【任意書類】

・「中小企業の会計に関する基本要領」チェックリスト、税理士法第33条の2に基づく添付書面、事業計画書等、社内管理体制図、監査報告書

<留意事項>

中小企業活性化協議会のチェック(○/×で表示)を受け、全てが○になった後に、事業承継・引継ぎ支援センターのチェックを受けてください。

決算書は、本チェックシート作成時点の直近決算書でご確認ください。

チェック欄が斜線となっている項目の確認は不要です。

本チェックシートの確認とは別に、金融機関及び信用保証協会による審査があります。

事業承継・引継ぎ支援センターの作成日から3ヵ月以内に信用保証協会に申込する必要があります。

鳥取県働き方改革応援資金制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、従業員の労働環境改善などの働き方改革に取り組む中小企業者等に必要な資金を融資し、将来的な人手不足の解消や生産性の向上に繋げることを目的とし、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱(平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第2条に定めるものとする。

(融資対象者及び融資条件)

第3条 この資金の融資対象者及び融資条件は、次のとおりとする。

融資対象者	従業員の労働環境改善に資する取組(生産設備、店舗の改修など直接的に収益につながるものを除く)を行う者 (対象設備の例) <ul style="list-style-type: none"> ・従業員向け施設(休憩所・食堂・更衣室等) ・労務管理用機器 ・遠隔地勤務用機器 ・企業内保育所 ・従業員向け施設のバリアフリー改修 ・外国人対応設備(多言語・宗教) 																													
資金の用途	運転資金・設備資金(従業員の労働環境改善のために必要なものに限る)																													
融資限度額	3千万円																													
融資期間	10年以内(据置2年以内を含む。)																													
融資利率	年1.43パーセント(変動金利)																													
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。																													
保証料率	下表のとおりとする。 (単位: %) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>0.68</td> <td>0.64</td> <td>0.59</td> <td>0.54</td> <td>0.49</td> <td>0.45</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.23</td> </tr> </tbody> </table> ※経営安定関連保証(セーフティネット保証)5号、7号又は8号の適用を受ける場合は、保証料率は0.35%とする。										料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	0.68	0.64	0.59	0.54	0.49	0.45	0.40	0.30	0.23
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																					
保証料率	0.68	0.64	0.59	0.54	0.49	0.45	0.40	0.30	0.23																					
担保・保証人	保証協会の定めるところによる。																													
償還方法	割賦均等償還																													
進捗状況又は結果報告	この資金の融資を受けた者は、県の照会があった際に、進捗状況又は結果を報告することとする(第7条参照)。																													

(融資の申込み)

第4条 この資金の融資を受けようとする者は、働き方改革応援資金申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)及び事業計画書(様式第2号)に関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。

2 申込書の提出を受けた商工団体は、内容を精査した上、必要に応じて意見を付して、申込書を保証協会に送付するものとする。

(融資の内定と実行)

第5条 保証協会は、申込書を受け付けたときは、金融機関と保証・融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、金融機関に内定の通知を行うとともに、商工団体に対し、審査結果を通知するものとする。

2 内定の通知を受けた金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

(融資実行の報告)

第6条 基本要綱第8条に定める報告先は県及び市とする。

(進捗状況又は結果の報告)

第7条 県は、必要があると認めるときは、この資金の融資を受けた者に、事業状況報告書(様式第3号)により事業計画の進捗状況又は結果を報告させることができるものとする。

(資金措置)

第8条 この資金を運用するため、県は基本要綱第4条の規定に基づく補助金により、市は預託により、金融機関に対してそれぞれ次のとおり資金措置を行うものとする。

(1) 県

ア 補助金額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じた額

イ 補助対象期間 年度更新とし、第5条第2項の規定に基づき金融機関から実行された融資の期間（鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知）に基づき貸付期間が延長されたときは、その延長期間を含む。以下「金融機関の融資期間」という。）を限度とする。

(2) 市

ア 預託額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める割合を乗じた額

イ 預託利率 商工労働部長が別に定める。

ウ 預託期間 年度更新とし、金融機関の融資期間を限度とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

働き方改革応援資金申込書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

(申 込 者)
所 在 地
企 業 名
代 表 者 名

印

働き方改革応援資金の融資を受けたいので、働き方改革応援資金制度要綱第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

- 1 借入希望額 _____ 千円
- 2 借入希望期間 _____ 年 (うち据置 _____ 年)
- 3 借入希望金融機関 (本・支店名を明記すること)

4 本借入申込みに対する意見等

※申込書を受け付けた商工団体において、必要に応じて記載してください。

記	商工団体名
載	役 職
者	氏 名

【添付書類】

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 直近の決算書
- (3) 県税及び市税の納税証明書
- (4) 見積書等金額の根拠となるものの写し

事 業 計 画 書
(働き方改革応援資金)

1 企業概要

企業(組合)名			
資 本 金		従業員数	
業 種			

※従業員数は常用雇用者数、業種は日本標準産業分類細分類が分かるよう具体的に記入すること

2 働き方改革の事業計画概要

現 状			
取 組 内 容			
数 値 目 標			
目標達成年度	年 月 期		

3 事業に要する経費

資 金 使 途	所 要 経 費 及 び 内 訳 (積 算)	借入希望額
合 計		

※必要に応じ別紙とすること。

設備等については見積書、カタログ及び図面等を添付すること。

【留意事項】

働き方改革応援資金を利用する中小企業者等に対して、鳥取県から、事業状況報告を求める場合があります。

事業状況報告書
(働き方改革応援資金)

1 企業概要

企業(組合)名			
資本金		従業員数	
業種			

※従業員数は常用雇用者数、業種は日本標準産業分類細分類が分かるよう具体的に記入すること

2 働き方改革の事業結果

取組内容	
数値目標	
目標達成 (未達)年度	年 月期
数値目標の 達成状況	

鳥取県災害対応力強化資金制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業者等の事業継続計画（以下「BCP」という。）等防災対策の実効性を向上させるための資金を融資し、県内商工業の災害対応力を強化することを目的とし、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第2条に定めるものとする。

(融資対象者及び融資条件)

第3条 この資金の融資対象者及び融資条件は、次のとおりとする。

融資対象者	・BCPを策定した者 ・県や商工団体が実施するBCP策定に向けたセミナー等に参加するなどして今後策定に向けた取組を進めようとする者																				
資金の使途	設備（BCP等防災対策の実効性を向上するための費用に限る。災害対応力の向上に寄与しない単純な設備更新は含まない） (対象費用の例) ○建物の新築・改修 ・防災用建物設置 ・耐震補強 ○生産設備の新規導入・移転・改修 ・機器の流失・落下防止 ・避難経路整備工事 ・災害時用の機器購入（浸水防止設備・除雪機・耐火金庫・発電機・非常用電源・無停電電源装置・無線機など）																				
融資限度額	1億円																				
融資期間	20年以内（据置3年以内を含む。）																				
融資利率	10年以内 年1.43パーセント（変動金利） 10年超 年1.60パーセント（変動金利）																				
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。																				
保証料率	下表のとおりとする。 <div style="text-align: right;">(単位：%)</div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>0.68</td> <td>0.64</td> <td>0.59</td> <td>0.54</td> <td>0.49</td> <td>0.45</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.23</td> </tr> </tbody> </table> <p>※経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号、7号又は8号の適用を受ける場合は、保証料率は0.35%とする。</p>	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	0.68	0.64	0.59	0.54	0.49	0.45	0.40	0.30	0.23
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
保証料率	0.68	0.64	0.59	0.54	0.49	0.45	0.40	0.30	0.23												
担保・保証人	保証協会の定めるところによる。																				
償還方法	割賦均等償還																				

(融資の申込み)

第4条 この資金の融資を受けようとする者は、災害対応力強化資金申込書（別記様式。以下「申込書」という。）に関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。

2 申込書の提出を受けた商工団体は、内容を精査した上、必要に応じて意見を付して、申込書を保証協会に送付するものとする。

3 県は、商工団体の内容の精査に資するため、BCP策定済の中小企業者等を毎月末に取りまとめ、翌月10日までに商工団体へ送付するものとする。

(融資の内定と実行)

第5条 保証協会は、申込書を受け付けたときは、金融機関と保証・融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、金融機関に内定の通知を行うとともに、商工団体に対し、審査結果を通知するものとする。

2 内定の通知を受けた金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

(融資実行の報告)

第6条 基本要綱第8条に定める報告先は県及び市とする。

(資金措置)

第7条 この資金を運用するため、県は基本要綱第4条の規定に基づく補助金により、市は預託により、金融機関に対してそれぞれ次のとおり資金措置を行うものとする。

(1) 県

ア 補助金額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じた額

イ 補助対象期間 年度更新とし、第5条第2項の規定に基づき金融機関から実行された融資の期間（鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知）に基づき貸付期間が延長されたときは、その延長期間を含む。以下「金融機関の融資期間」という。）を限度とする。

(2) 市

ア 預託額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める割合を乗じた額

イ 預託利率 商工労働部長が別に定める。

ウ 預託期間 年度更新とし、金融機関の融資期間を限度とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

災害対応力強化資金申込書

年 月 日

鳥取県知事 様

(申込者)
所在地
企業名
代表者名

印

鳥取県災害対応力強化資金制度要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1 申込企業等の概要等

資本金 (元入金)	千円	従業員数	人
業 種	※具体的に記載してください。		

2 借入申込み

借入希望額	設備資金	千円
借入希望期間	年 月 (うち据置 年 月)	
借入希望金融機関	銀行・金庫	支店

3 資金調達計画

資金調達内訳	金額	借入先・借入条件等
本 資 金	千円	
自 己 資 金	千円	
本資金以外の借入金	千円	
補 助 金 等	千円	
その他 ()	千円	
合 計	千円	

4 資金使途の明細

明 細 (名称・形式等)	数 量	金 額	着手予定日	完了予定日
		円		
		円		
		円		
合 計		円		

(注) 記載欄が不足するときは、別紙とすること。見積書、カタログ及び図面等を添付すること。

5 事業継続計画 (BCP) の策定状況

「申請者利用欄」の『取組状況』のうち該当箇所に○を付け、必要な添付資料があれば商工団体に提出してください。

※添付資料は商工団体に提出する必要はありません。内容を確認した上で返却します。

申請者利用欄		商工団体確認欄
①BCPを策定した者		
	取組状況	添付資料
	[] 内閣府「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」に基づくレジリエンス認証	(なし)
	[] 中国地方整備局「地域建設業の事業継続計画認定制度」の認定	(なし)
	[] 鳥取県「中小企業BCP策定支援事業補助金」の受給	(なし)
	[] 鳥取県「中小企業災害対応力強化支援補助金」の受給	(なし)
	[] 前述の支援策によらないBCPの策定	BCP (原本または写し)
②BCPの策定に向けた取組		
	取組状況	添付資料
	[] 鳥取県「BCP策定ワークショップ」への参加	(なし)
	[] 鳥取県「専門家活用による個別策定支援」の利用	(なし)
	[] 国・他商工団体等によるBCP関係セミナーへの参加	セミナーのチラシ等
	[] 各種セミナーへの参加予定	セミナーのチラシ等

6 事業計画

事業目的	(対象設備への投資の目的)
事業効果	(対象設備への投資により期待される効果)

7 本借入申込みに対する意見等

※申込書を受け付けた商工団体において、必要に応じて記載してください。

記	商工団体名
載	役 職
者	氏 名

【添付書類】

- 1 納税証明書（県税及び市税）
- 2 見積書等金額の根拠となるものの写し
- 3 直近の決算書
- 4 中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当し同項の規定による認定書の交付を受けた者は当該認定書

鳥取県産業未来共創資金（大型投資）制度要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県内に工場等の新設又は増設を行う鳥取県産業未来共創条例（令和5年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）に基づく鳥取県産業未来共創補助金（成長・規模拡大型、一般投資型に限る。）及び先端的デジタル活用企業立地促進補助金の認定を受けた企業に対して、その必要資金の一部を融資することにより、県内の経済の活性化を図るため、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、条例、鳥取県産業未来共創条例施行要綱（産業未来共創事業（成長・規模拡大型））（令和5年7月13日付第202300091611号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱（産業未来共創事業（成長・規模拡大型）」という。）及び鳥取県産業未来共創条例施行要綱（産業未来共創事業（一般投資型））（同部長通知。以下「要綱（産業未来共創事業（一般投資型）」という。）並びに鳥取県産業未来共創条例施行要綱（先端的デジタル活用企業立地促進事業）（令和5年7月13日付第202300091794号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱（先端的デジタル活用企業立地促進事業）」という。）において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 各所長 融資の対象となる事業の実施場所が倉吉市又は東伯郡内にあるものにあつては、鳥取県中部総合事務所長、米子市、境港市及び西伯郡又は日野郡内にあるものにあつては、鳥取県西部総合事務所長をいう。
- (2) 投資額 投下固定資産額及び賃借料の合計額をいう。
- (3) 雇用者数 常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者の合計数をいう。

（融資対象者）

第3条 この資金の融資の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす企業とする。（以下、「融資対象者」という。）

- (1) 次に掲げるいずれかの認定を受けた事業（以下「認定事業」という。）を実施する企業
 - ア 要綱（産業未来共創事業（成長・規模拡大型））第17条第1項の規定による事業認定
 - イ 要綱（産業未来共創事業（一般投資型））第16条第1項の規定による事業認定
 - ウ 要綱（先端的デジタル活用企業立地促進事業）第12条第1項の規定による事業認定
- (2) 県税を滞納していない企業

（融資対象の認定）

第4条 知事又は各所長は、融資対象者の行う認定事業の実施に必要な運転資金又は設備資金について、別表1、別表2及び別表3の融資対象経費欄に掲げる経費及び要件欄に掲げる要件に適合すると認めるときは、融資対象として認定するものとする。

- 2 前項の規定による認定を受けようとする企業（以下「申請者」という。）は、産業未来共創資金（大型投資）融資対象認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、知事又は各所長へ提出しなければならない。
 - (1) 要綱（産業未来共創事業（成長・規模拡大型））第17条第5項、要綱（産業未来共創事業（一般投資型））第16条第5項及び要綱（先端的デジタル活用企業立地促進事業）第12条第5項の規定による認定通知書の写し
 - (2) 直近の決算報告書
 - (3) 納税証明書
 - (4) 見積書、契約書又は所要経費の積算資料等、融資対象経費の根拠となるものの写し
 - (5) 実施前の労働者名簿の写し（増設の場合）
- 3 知事又は各所長は、第1項の認定をしたときは、産業未来共創資金（大型投資）融資対象認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、その通知の写しを添付して、第6条で定める融資金融機関のうち、申請者が希望する融資金融機関（以下「融資希望金融機関」という。）、鳥取県信用保証協会及び当該工場等の所在地が市部にある場合は、その所在地を管轄する市長（以下「管轄市長」という。）に通知するものとする。

（融資条件）

第5条 この資金の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 操業開始時期等

融資実行日から3年以内に操業を開始するものとする。ただし、経済情勢の悪化等により操業遅延が真にやむを得ないと知事又は各所長が認める場合は、この限りでない。また、要綱（産業未来共創事業（成長・規模拡大型））第28条第1項、要綱（産業未来共創事業（一般投資型））第26条第1項及び要綱（先端的デジタル活用企業立地促進事業）第17条の規定に掲げる日（以下「雇用増数等達成期限日」という。）までに別表2及び別表3の雇用増数等欄に掲げる要件を達成するものとする。

(2) 融資対象経費・融資限度額等

ア 運転資金については、別表1に掲げるとおりとする。

イ 製造業、道路貨物運送業を行う融資対象者の設備資金については、別表2に掲げるとおりとする。

ウ イに掲げる事業以外を行う融資対象者の設備資金については、別表3に掲げるとおりとする。

(3) 融資期間

運転資金 10年（据置2年）以内

設備資金 15年（据置2年）以内

(4) 融資利率（変動金利）

信用保証なし 年1.68パーセント以内

信用保証あり 年1.43パーセント以内

(5) 信用保証

任意保証とする。

(6) 保証料率 下表のとおりとする。

（単位：％）

料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.45	1.38	1.28	1.18	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45

※経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号、7号又は8号の適用を受ける場合は、保証料率0.7%とする。

(7) 担保

金融機関の定めるところによる。（信用保証ありの場合は、保証協会の定めるところによる。）

(8) 保証人

金融機関の定めるところによる。（信用保証ありの場合は、保証協会の定めるところによる。）

(9) 償還方法

割賦均等償還

（融資金融機関）

第6条 県内に店舗を有する金融機関とする。

（融資の申込み）

第7条 融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、融資金融機関所定の借入申込書に産業未来共創資金（大型投資）融資対象事業認定通知書の写しを添付し、金融機関へ申し込むものとする。

2 申込者は、融資金融機関との間で繰上償還等に関し繰上償還等に関する特約書（様式第3号）に定める特約を締結しなければならない。

（融資の実行）

第8条 融資金融機関は、借入申込書を審査した上、適当と認めたときは融資を実行するものとする。

（融資実行の報告）

第9条 融資金融機関は、融資を行ったときは、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱第8条により、知事に報告するものとする。

（資金措置）

第10条 この資金を運用するため、県は、毎年度予算の範囲内において、鳥取県企業自立サポート事業補助金交付要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。）に基づき補助金により、また、市はその定める資金措置の方法により、融資金融機関に対してそれぞれ以下のとおり資金措置を行うこととする。

(1) 県

ア 補助金額

この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じた額

イ 補助期間

年度更新とし、15年を限度とする。

(2) 市

ア 預託額

この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める割合を乗じた額

イ 預託利率

商工労働部長が別に定める。

ウ 預託期間

年度更新とし、融資金融機関の融資期間を限度とする。

(繰上償還等)

第11条 知事又は各所長は、融資を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、融資金融機関と協議の上、貸付金の全部又は一部の繰上償還及び県が行った補助相当額の融資を受けた者からの返還を融資金融機関に求めることができる。

(1) 融資した資金を目的外に使用したとき

(2) 融資した資金の返済を怠ったとき

(3) 虚偽その他不正の手段により資金の融資を受けたとき

(4) 融資を受けて取得又は賃借した土地、建物及び償却資産について、用途の転用、廃止等があったと認められたとき

(5) 融資対象経費の減少により、融資した資金の額が融資対象経費を超えたとき

(6) その他この要綱に違反したとき

2 知事又は各所長は、融資を受けた者が前項各号のいずれかに該当すると認められた場合には、融資を受けた者、融資金融機関、鳥取県信用保証協会及び管轄市長に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた融資金融機関は、県が補助した額及び市が預託した額を速やかに返還しなければならない。

(完了報告等)

第12条 融資を受けた者は、融資対象経費の支払いを完了したときは、事業完了報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付し、速やかに知事又は各所長に報告しなければならない。

(1) 工場等の概要を明らかにした書類及び図面

(2) 融資対象経費を証する契約書及び領収書等の写し

(3) 産業未来共創資金(大型投資)融資対象事業認定通知書の写し

2 融資を受けた者は、操業を開始した時は、操業開始報告書(様式第5号)により知事又は各所長に報告しなければならない。

3 融資を受けた者は、要綱(産業未来共創事業(成長・規模拡大型))第29条第1項、要綱(産業未来共創事業(一般投資型))第27条第1項及び要綱(先端的デジタル活用企業立地促進事業)第19号第1項の規定による交付決定の日から30日以内に、雇用状況等報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付し、雇用状況等について知事又は各所長に報告しなければならない。

(1) 要綱(産業未来共創事業(成長・規模拡大型))第29条第1項、要綱(産業未来共創事業(一般投資型))第27条第1項及び要綱(先端的デジタル活用企業立地促進事業)第19号第1項の規定による交付決定及び交付額確定通知書の写し

(2) 実施後の労働者名簿の写し

(調査)

第13条 知事又は各所長は、前条の報告があったときは、融資を受けた者に対し必要に応じて調査を実施するものとし、融資を受けた者は正当な理由なくこれを拒んではならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附 則 (抄)

1 この要綱は平成18年4月1日から施行し、平成18年度の融資から適用する。

2 鳥取県企業立地促進資金融資制度要綱(平成5年5月24日制定)は廃止する。

3 鳥取県企業立地促進資金融資制度取扱要領(平成5年5月24日制定)は廃止する。

4 この要綱の実施以前に行われた「鳥取県企業立地促進資金」の融資に係る、県の金融機関に対する資金措置は預託とし、預託額は融資残高に対し商工労働部長が別に定める割合を乗じた額とする。

附 則

- 1 この改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成19年10月1日から適用する。ただし、平成19年9月30日までに審査を経て保証協会が受け付けたものについては、貸付日が平成19年10月1日以降であっても、融資利率を除き、なお従前の例によるものとする。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の融資から適用する。ただし、平成19年度中に鳥取県企業立地促進資金融資制度要綱第3条第1項の認定を行ったものについては、融資実行が平成20年4月1日以降であっても、なお従前の例によるものとする。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。ただし、施行日前に鳥取県企業立地促進資金融資制度要綱第3条第1項の認定を行ったものについては、融資実行が平成21年4月1日以降であっても、なお従前の例によるものとする。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。ただし、施行日前に鳥取県企業立地促進資金融資制度要綱第3条第1項の認定を行ったものについては、融資実行が平成22年4月1日以降であっても、なお従前の例によるものとする。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。ただし、施行日前に鳥取県企業立地促進資金融資制度要綱第3条第1項の認定を行ったものについては、融資実行が平成23年4月1日以降であっても、なお従前の例によるものとする。

附 則

この改正は、平成23年10月13日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。ただし、施行日前に鳥取県企業立地促進資金融資制度要綱第3条第1項の認定を行ったものについては、融資実行が平成30年4月1日以降であっても、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この改正は、令和元年7月4日から施行する。ただし、施行日前に鳥取県企業立地促進資金融資制度要綱第3条第1項の認定を行ったものについては、融資実行が令和元年7月4日以降であっても、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、施行日前に鳥取県企業立地促進資金融資制度要綱第3条第1項の認定を行ったものについては、融資実行が令和2年4月1日以降であっても、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。ただし、施行日前に鳥取県産業成長応援資金融資制度要綱第4条第1項の認定を行ったものについては、融資実行が令和5年7月13日以降であっても、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、施行日前に鳥取県産業成長応援資金融資制度要綱第4条第1項の認定を行ったものについては、融資実行が令和6年4月1日以降であっても、なお、従前の例によるものとする。

(別表1)

融資対象経費	要件 (いずれも満たすこと。)		融資限度額
	投資額	雇用増数等	
運転資金 (認定事業の実施に必要な人件費、 その他操業に必要な経費)	—	—	1億円

(別表2)

融資対象経費	要件 (いずれも満たすこと。)		融資限度額
	投資額	雇用増数等	
設備資金 (認定事業の実施に必要な土地、建物及び償却 資産の取得に要する経 費)	20億円未満	次のいずれかを満たすこと。 (1) 雇用者数が3人以上増加すること。 (2) 次に掲げる要件を全て満たすこと。 ア 雇用者数が事業主都合により減少 していないこと。 イ 別紙に定める新增設事業の完了の 日を含む事業会計年度の前年度以降 の付加価値額又は一人当たりの付加 価値額の伸び率が1年で100分の 4以上となること。	融資対象経費 又は10億円のいずれ か低い額
	20億円以上	雇用者数が30人以上増加すること。	15億円
	70億円以上	雇用者数が50人以上増加すること。	30億円
	140億円以上	雇用者数が100人以上増加すること。	50億円

(別表3)

融資対象経費	要件 (いずれも満たすこと。)		融資限度額
	投資額	雇用増数等	
設備資金 (認定事業の実施に必要な土地、建物及び償却 資産の取得に要する経 費)	—	次のいずれかを満たすこと。 (1) 雇用者数が3人以上増加すること。 (2) 次に掲げる要件を全て満たすこと。 ア 雇用者数が事業主都合により減少 していないこと。 イ 別紙に定める新增設事業の完了の 日を含む事業会計年度の前年度以降 の付加価値額又は一人当たりの付加 価値額の伸び率が1年で100分の 4以上となること。	融資対象経費 又は2億円のいずれか 低い額
	2.5億円以上 5億円未満	雇用者数が10人以上増加すること。	3億円
	5億円以上	雇用者数が15人以上増加すること。	4億円
設備資金 (認定事業の実施に必要な土地、建物及び償却 資産の賃借料(融資対象 期間は、事業開始から1 年間))	—	次のいずれかを満たすこと。 (1) 雇用者数が合わせて3人以上増加す ること。 (2) 次に掲げる要件を全て満たすこと。 ア 常時雇用労働者等数が事業主都合 により減少していないこと。 イ 別紙に定める新增設事業の完了の 日を含む事業会計年度の前年度以降 の付加価値額又は一人当たりの付加 価値額の伸び率が1年で100分の 4以上となること。	融資対象経費 又は3千万円のいずれ か低い額

備考

- 1 融資対象経費のうち他の県制度資金を受けるものは除くこと。

(別紙)

付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額）
又は一人当たりの付加価値額について

- 1 人件費は、以下の各項目を全て含んだ総額とすること。ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を乗じることによって算出すること。
 - (1) 売上原価に含まれる労務費（福利厚生費等（退職金は除く。）を含んだもの（常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者に限る。）。）
 - (2) 一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費（常時雇用労働者、高年齢常時雇用労働者に限る。）。）

- 2 減価償却費は、以下の各項目を含んだ総額とすること。ただし、各費用項目について把握できない場合においては、当該項目については省くこと。
 - (1) 減価償却費（繰延資産の償却額を含む。）。）
 - (2) リース・レンタル費用（損金算入されるものに限る。）。）

- 3 一人当たりの付加価値額
 - (1) 従業員数は、付加価値額算出を行う期末の常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者の合計数とすること。
 - (2) 伸び率は、小数点以下第2位を四捨五入したものとすること。

- 4 各種項目の算出式
 - (1) 付加価値額 : 営業利益 + 人件費 + 減価償却費
 - (2) 一人当たりの付加価値額 : 付加価値額 ÷ 従業員数
 - (3) 営業利益 : 売上総利益（売上高 - 売上原価） - 販売費及び一般管理費

- 5 前4項によりがたい場合については、県と別途協議を行うものとする。

産業未来共創資金（大型投資）融資対象認定申請書

鳥取県知事 様

申請者 所在地
 企業名
 代表者職氏名

印

1 借入の概要

金 額	運転資金：	千円
	設備資金：	千円
	合 計：	千円
借入区分	新設	増設
融資希望金融機関		
借入期間	年 月から 年 月まで	

(注) 借入区分は該当するものを○で囲むこと。

2 企業の概要

名称									
本社所在地	(電話)								
法人設立時期(操業時期)	年 月 (年 月)								
資本金	千円								
事業内容	主な生産(売上)品目	金額(年間)	従業員数	職員 工員(店員) 臨時	員 名 時 名				
		千円							
事業用設備	敷地	m ² (内借地 m ²)							
	工場又は倉庫	棟 m ² (内借家 棟)							
	主要機械設備								
事業実績	最近3か年の実績	売上高	当期利益	償却額	備考				
	年 月～ 月 日	千円	千円	千円					
	年 月～ 月 日								
金融機関取引状 月末現在	金融機関名	定期性 預金	要求払 預金	計	商手関係 借入金	短期 (単名) 借入金	長期 借入金	計	長期 借入金の 月返済額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

3 立地計画の概要

(1) 貸付対象事業の名称 _____

(2) 貸付対象事業の実施場所 _____

(3) 生産計画

生産品目名 提供サービス名等	生産等・売上計画（最終目標年度の1年間分）			摘要
	生産数量等	売上額 <small>百万円</small>	最終目標年度	

(4) 雇用計画 (単位：人)

区分	実施前 (A)	実施後 (B)	増減 (B - A)	摘要
雇用者数				

(注) 雇用者数は、常時雇用労働者と高年齢常時雇用労働者の合計数とすること。

(5) 付加価値計画

区分	実施前 [年 月期]	事業完了の前年度 [年 月期]	事業完了年度 [年 月期]	1年後 [年 月期]	2年後 [年 月期]
売上高(相当)					
営業利益(相当) ①					
人件費(相当) ②					
減価償却費(相当) ③					
付加価値額 ④=①+②+③					
伸び率(%・年)					
算定基礎人数(人) ⑤					
1人当たり付加価値額 ⑥=④/⑤					
伸び率(%・年)					
備考					

(注) ① 表中「実施前」欄には、対象事業開始予定日の属する事業年度の前年度期末決算（実績又は見込み）を記載すること。

② 算定基礎人数は、当該期末の常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者の合計数とすること。

③ 付加価値の伸び率は、小数点以下第2位を四捨五入した値とすること。

(6) 運転資金の使途概要

区分	金額	積算内訳
人件費		
その他経費		
計		

(7) 設備投資計画の概要

区分	数量	単価	金額 <small>千円</small>	備考
土地				
建物				
建物付属設備				
構築物				
機械装置				
その他償却資産				
移設費等				
合計				

工 期 着工 ____年__月__日～完了 ____年__月__日

(8) 資金調達計画

金融機関名	金額	備考
政府系金融機関 ()	千円	
政府系金融機関 ()		
産業未来共創資金		
地域総合整備資金		
その他		
	小計	
自己資金		
計		

(注) 政府系金融機関の欄の()に金融機関名を記入すること。

(添付書類)

- (1) 産業未来共創補助金の認定通知書の写し
- (2) 直近の決算報告書
- (3) 納税証明書
- (4) 見積書、契約書又は所要経費の積算資料等、融資対象経費の根拠となるものの写し
- (5) 実施前の労働者名簿の写し (増設の場合)

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様

鳥取県知事

産業未来共創資金（大型投資）融資対象認定通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、下記のとおり融資対象の認定をしたので、鳥取県産業未来共創資金（大型投資）制度要綱（以下「要綱」という。）第4条第3項の規定により通知します。

記

1 企業名

2 所在地

3 融資限度額	運転資金	千円
	設備資金	千円
	合計	千円

4 融資対象事業

- (注1) 融資の申込にあたっては、融資金融機関所定の借入申込書に本通知書の写しを添付してください。
- (注2) 融資金融機関との間で繰上償還等に関し様式第3号に定める特約を締結してください。
- (注3) 融資対象経費の支払を完了したときは、様式第4号により速やかに知事又は所長に報告してください。
- (注4) 融資実行の日から3年以内に操業を開始することとし、操業を開始したときは、様式第5号により知事又は所長に報告してください。
- (注5) 要綱第12条第3項に規定する交付決定日から30日以内に、様式第6号により雇用状況等を知事又は所長に報告してください。
- (注6) (注3) から(注5) の報告があったときは、必要に応じて調査を実施します。

様式第3号（第7条関係）

繰上償還等に関する特約書

年 月 日

取扱金融機関 御中

住 所	
借 主	印
住 所	
連帯保証人	印
住 所	
連帯保証人	印
住 所	
連帯保証人	印

借主及び連帯保証人は、年 月 日付け金銭消費貸借契約に基づき から借り入れた金 円について、鳥取県産業未来共創資金（大型投資）制度要綱第7条第2項の規定に基づき次のとおり特約します。

借主が鳥取県産業未来共創資金（大型投資）制度要綱第11条第1項各号のいずれかに該当することとなった場合は、貴行（金庫、組合）からの請求により、借入金の全部又は一部を繰上償還するとともに、県が取扱金融機関に行った補助相当額を返済します。

鳥取県知事 様

所在地

企業名

代表者職氏名

印

産業未来共創資金（大型投資）融資対象に係る事業完了報告書

年 月 日付第 号で認定のあった融資対象事業が完了しましたので、鳥取県産業未来共創資金（大型投資）制度要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 融資対象事業の名称

2 工場等立地所在地

3 融資状況

融資金融機関名	融資実行年月日	融資金額（千円）
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
計		

4 融資対象経費

(1) 運転資金

区分	金額	支出内容
人件費		
その他経費		
計		

(2) 設備資金

施設設備名	数量又は面積	単価	金額	着工年月日	完了年月日
計					

(添付書類)

- (1) 工場等の概要を明らかにした書類及び図面
- (2) 融資対象経費を証する契約書及び領収書等の写し
- (3) 融資対象事業認定通知書の写し

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

鳥取県知事 様

所 在 地

企 業 名

代表者職氏名

印

産業未来共創資金（大型投資）融資対象事業に係る操業開始報告書

年 月 日付第 号で認定のあった融資対象事業に係る操業を開始しましたので、鳥取県産業未来共創資金（大型投資）制度要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 融資実行日 年 月 日
- 2 操業開始日 年 月 日

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

鳥取県知事 様

所在地

企業名

代表者職氏名

印

産業未来共創資金（大型投資）融資対象事業に係る雇用状況等報告書

年 月 日付第 号で認定のあった融資対象事業に係る雇用状況について、鳥取県産業未来共創資金（大型投資）制度要綱第12条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 投資完了日 年 月 日

2 雇用状況について (単位：人)

区分	実施前 (A)	実施後 (B)	増減 (B-A)	摘要
雇用者数				

3 付加価値計画

区分	実施前 [年 月期]	事業完了の前年度 [年 月期]	事業完了年度 [年 月期]	1年後 [年 月期]	2年後 [年 月期]
売上高(相当)					
営業利益(相当) ①					
人件費(相当) ②					
減価償却費(相当) ③					
付加価値額 ④=①+②+③					
伸び率(%・年)					
算定基礎人数(人) ⑤					
1人当たり付加価値額 ⑥=④/⑤					
伸び率(%・年)					
備考					

- (注) ① 表中「実施前」欄には、対象事業開始予定日の属する事業年度の前年度期末決算（実績）を記載すること。
 ② 算定基礎人数は、当該期末の常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者の合計数とすること。
 ③ 付加価値の伸び率は、小数点以下第2位を四捨五入した値とすること。

(添付書類)

- (1) 産業未来共創補助金交付決定及び交付額確定通知書の写し
 (2) 実施後の労働者名簿の写し

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

鳥取県バイオ産業支援資金制度要綱

(趣 旨)

第1条 本県バイオ産業の育成及び振興に資するため、バイオ産業支援資金について鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）の規定により行われる取扱金融機関からの融資（以下「融資」という。）及びそれに対する県の利子補助（以下「利子補助」という。）に関しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）、基本要綱及び鳥取県企業自立サポート事業補助金交付要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。以下「補助要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、「認定事業者」とは、染色体工学技術及びその研究成果（以下「染色体工学技術等」という。）を活用（自社製品の安全性試験や化学分析等への活用等補助的に活用する場合を除く。以下同じ。）して、新しい製品、技術又はサービスの開発及び事業化に取り組み、かつ、県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有する中小企業者等（融資に係る事業の開始前には県内に事務所等を有していなかったが、当該事業の開始に伴い県内に事務所等を有することとなる者を含む。以下同じ。）であって、本県におけるバイオ産業の創出に資する者として、第6条第2項の規定に基づき認定した者をいう。

2 その他この要綱において使用する用語の意義は、基本要綱に定めるところによる。

(融資対象者)

第3条 融資は、認定事業者であって、基本要綱第5条第2号及び第3号に掲げる要件を備えた者に対してのみ行うものとする。

(融資条件)

第4条 融資は、次の条件で行うものとする。

資金の用途	運転資金及び設備資金									
融資限度額	1億円									
融資期間	運転資金 10年以内（据置3年以内を含む。） 設備資金 15年以内（据置3年以内を含む。）									
融資利率	年1.43パーセント（変動金利とする。）									
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。									
保証料率	保証協会が定める料率区分に応じ、下表に定める率 <div style="text-align: right;">（単位：％）</div>									
	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	保証料率	1.08	1.04	0.99	0.94	0.89	0.85	0.80	0.60	0.45
	※経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号、7号又は8号の適用を受ける場合は、保証料率は0.70%とする。									
担保	保証協会の定めるところによる。									
保証人	保証協会の定めるところによる。									
償還方法	割賦均等償還									

(対象認定申請)

第5条 融資を受けようとする者は、バイオ産業支援資金対象認定申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、県に提出しなければならない。

(対象認定)

第6条 商工労働部長は、前条の規定による申請（以下「認定申請」という。）を受けたときは、当該認定申請の内容を審査する。この場合において、当該認定申請を行った者が染色体工学技術等を活用して、新しい製品、技術又はサービスの開発及び事業化に取り組む者であるかどうかについて、別に

定める専門知識を有する有識者（以下「有識者」という。）に対し意見を求めるものとする。ただし、認定申請を行った者が認定申請前にとっとりバイオフロンティア施設利用料補助金交付要綱（平成 24 年 4 月 1 日付第 201100197160 号鳥取県商工労働部長通知。）第 5 条第 2 項又は鳥取県創薬事業化プロジェクト支援補助金交付要綱（平成 30 年 4 月 1 日付第 201800001992 号鳥取県商工労働部長通知。）第 5 条第 2 項の規定に基づく認定を受けているときは、有識者に意見を求めないことができる。

2 商工労働部長は、前項の規定による審査の結果、認定申請の内容を適当と認めるときは、認定事業者として認定し、申請者にその旨を通知する。この場合においては、申請者が借入を希望する取扱金融機関及び保証協会に対しても、認定申請書類の写し及び内定一覧表（様式第 2 号）を添付して、当該認定（以下「対象認定」という。）をした旨を通知するものとする。

（融資の申込み）

第 7 条 融資を受けようとする者は、取扱金融機関及び保証協会所定の申込書により、それぞれへ申し込むものとする。

（融資の実行）

第 8 条 前条の規定による申込みを受けた取扱金融機関及び保証協会は、当該申込書を審査し、適当と認めるときは融資の実行及びそれに対する保証承諾を行うものとする。この場合において、基本要綱第 8 条の規定により保証協会が行う報告は、商工労働部長に対して行うものとする。

（資金措置）

第 9 条 この資金を運用するため、基本要綱第 4 条の規定に基づく補助金により、取扱金融機関に対して次のとおり資金措置を行うものとする。

- （1） 補助金交付額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じて得た額
- （2） 補助対象期間 年度更新とし、前条の規定に基づき取扱金融機関から実行された融資の期間（鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱（平成 18 年 4 月 5 日付第 200500140012 号鳥取県商工労働部長通知）に基づき貸付期間が延長されたときは、その延長期間を含む。）を限度とする。

（雑則）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、融資及び利子補助に関し必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の融資から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

バイオ産業支援資金融資対象認定申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

所在地
 企業名
 代表者名 印

バイオ産業支援資金の融資を受けたいので、鳥取県バイオ産業支援資金制度要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 融資の概要

融 資 希 望 額	運転資金：	千円
	設備資金：	千円
	合 計：	千円
融資希望金融機関（本・支店名を明記すること。）		
融 資 希 望 期 間	年 月（うち据置 年 月）	

2 認定申請者の概要

名 称			
本社所在地			
業 種			
創業年月日（法人設立年月日）	年 月 日		
資 本 金	千円	従 業 員 数	人
事業概要			
事業実績	最近3カ年の実績	年間売上高	
	年 月～ 年 月	千円	
	年 月～ 年 月	千円	
	年 月～ 年 月	千円	

3 事業計画等

(1) 事業計画

○事業の必要性、目的、県内経済への波及効果など
○基盤となる技術の説明

(2) 資金計画

① 運転資金計画

名称	金額	積算内訳
人件費	千円	
その他経費	千円	
計	千円	

A

② 設備計画

区分	土地・建物	面積	取得方法	取得に要する資金
事業用不動産	土地	m ²		千円
	建物	m ²		千円
計				千円

B

区分	名称	型式・能力	数量	単価	金額
機械・器具・備品					千円
計					千円

C

③ 今回の資金計画による必要資金

A + B + C = _____ 千円

④ 資金調達計画

資金調達内訳	金額	借入先・借入条件等
本資金	千円	
自己資金	千円	
国・地方公共団体の補助 (補助金名)	千円	
本資金以外の公的融資	千円	
金融機関からの融資	千円	
その他	千円	
計	千円	

4 提出書類等

- (1) 会社概要、定款その他貴社の活動内容又は事業内容がわかる資料
- (2) 直近の決算書（貸借対照表及び損益計算書）
- (3) 県税に関する納税証明書
- (4) 見積書、不動産に係る図面等の写し

バイオ産業支援資金内定一覧表

借入希望金融機関

企業（組合）名	代表者名	所在地	資本金（千円）	従業員（人）	内定金額 （千円）	融資期間 （内据置）	融資希望金融 機関支店名	備考

鳥取県経営安定事業継続支援資金制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による経営環境の悪化から回復が遅れている県内中小企業者等の当面の資金繰り負担軽減を図ることを目的とし、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第2条に定めるものとする。

(融資対象者及び融資条件)

第3条 この資金の融資条件は、次のとおりとする。

融資対象者	次の全てに該当する県内中小企業者等 ア 最近3か月間の売上高又は直近決算期の売上高若しくは販売数量（建設業にあっては、完成工事高若しくは受注残高）又は営業利益が令和2年1月29日時点における直近の同期に比べ減少している者。 イ 同一事業の業歴が1年以上で、1期以上の決算を行っている者。 ウ 経営改善計画を作成し、その実現が見込まれる者。																				
資金の使途	運転資金及び借換資金。ただし、借換資金は運転資金の借入に併せて、保証協会の信用保証付き借入金（鳥取県中小企業小口融資、鳥取県同和地区中小企業特別融資、鳥取県中小企業小口融資等特別資金、鳥取県経営活力再生緊急資金、鳥取県経営活力強化資金、鳥取県経営体質強化資金、鳥取県経営再生円滑化借換特別資金、鳥取県再生支援資金、鳥取県新型コロナウイルス感染症対応資金、地域経済変動対策資金（新型コロナウイルスによる影響）、鳥取県チャレンジ応援資金及び鳥取県コロナ克服借換特別資金並びに保証協会が別に定める借換対象外の資金を除く。）のとりまとめを行う場合に限るものとし、借換資金のみの利用は認めないものとする。																				
融資限度額	3,000万円																				
融資期間	5年以内																				
融資利率	年1.80パーセント（固定金利）																				
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。																				
保証料率	下表のとおりとする。 <div style="text-align: right;">(単位：%)</div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>0.68</td> <td>0.64</td> <td>0.59</td> <td>0.54</td> <td>0.49</td> <td>0.45</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.23</td> </tr> </tbody> </table> <p>※経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号、7号又は8号の適用を受ける場合は、保証料率は0.35%とする。</p>	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	0.68	0.64	0.59	0.54	0.49	0.45	0.40	0.30	0.23
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
保証料率	0.68	0.64	0.59	0.54	0.49	0.45	0.40	0.30	0.23												
担保	保証協会の定めるところによる。																				
保証人	保証協会の定めるところによる。																				
償還方法	期日一括返済																				
進捗報告	この資金の融資を受けた者（以下「借入者」という。）は、取扱金融機関に対して、融資期間内における毎期の決算後、経営改善計画の進捗状況について報告を行うものとする。また、報告を受けた取扱金融機関は保証協会にその内容を別添様式で報告するものとする（内容が網羅してあれば任意の様式でも可とする。）。 進捗状況の報告を受けた取扱金融機関及び保証協会は、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、借入者の経営改善計画の達成に向けた経営支援を行うものとする。																				

(融資の申込み)

第4条 この資金の融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、取扱金融機関と協議を行った上で、経営安定事業継続支援資金申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に経営改善計画書等の関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。

- 2 申込書の提出を受けた商工団体は、対象者要件の確認及び内容の精査を行った上、必要に応じて意見を付して、申込書の原本を保証協会に、写しを申込者が借入を予定している取扱金融機関及び県にそれぞれ送付するものとする。
- 3 取扱期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの申込受付分とする。

(融資の審査と実行)

第5条 保証協会は、申込書を受け付けたときは、取扱金融機関と保証及び融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、取扱金融機関、申込みを受け付けた商工団体に対して審査結果を通知するものとする。

2 審査結果の通知を受けた取扱金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

(融資実行の報告)

第6条 基本要綱第8条に定める報告先は、県及び市とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

経営安定事業継続支援資金申込書

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

(申込者)
所在地
電話番号 ()
企業名
代表者名 印

鳥取県経営安定事業継続支援資金制度要綱(以下「要綱」という。)第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1 申込者の概要等

Table with 2 main rows: 資本金(元入金) and 業種. Includes columns for 千円, 従業員数, and 人.

2 借入申込み

Table for loan application details including 借入希望額, 運用 (利用目的), 借換 (当初借入年月日, 金融機関名, 現在残高), 借入金融機関 (銀行・金庫, 支店), and 借入期間 (年).

3 最近3か月間又は直近決算期の売上高又は営業利益の状況

[最近3か月間の売上高・直近決算期の売上高・販売数量・営業利益] ※該当するものに○を付けること
※下記「最近3か月間の状況」又は「決算」のうち、いずれか一方を記載すること。(単位:千円)

Table for sales and profit status with columns for 時期, (A), 令和2年1月29日時点における直近の同期(B), and 適用の可否. Includes rows for 最近3か月間の状況 and 決算.

4 経営改善計画の概要

経営改善計画の要点を簡潔に記載。記載欄が不足するときは、適宜別紙を作成して添付のこと。

(1) 経営上の問題点・改善点

--

(2) 経営再生に向けた経営改善のための取組内容

--

(3) 経営改善による財務計画

(単位：千円)

	実績(前期) / 期	当期計画 / 期	次期計画 / 期	3年後計画 / 期	5年後計画 / 期	最終年度計画 / 期
売上高						
売上原価						
売上総利益						
販売費・一般管理費						
営業利益						
経常利益						
税引前当期純利益						
当期純利益 E						

減価償却費 F						
キャッシュフロー G (E+F)						
借入金の年間返済額 H						
G - H						

【申込者の情報の取扱いに関する同意事項】

申込書（添付書類を含む。）については、取扱金融機関、保証協会、申込先の商工団体及び鳥取県経営サポートセンターにおいて、必要に応じて内容の閲覧を行います。これは、申込者に対する融資、保証及び経営支援のために行われるものであり、それ以外の目的には使用しません。

また、本資金の借入者については、経営改善計画の進捗状況について、取扱金融機関及び保証協会に対して定期的に報告を行っていただくことになります。

本資金の申込みにあたっては、当該取扱いについて同意の上、申込みを行って下さい。

同意者氏名 _____ （自署で記入してください。）

【添付書類】※各 1 部

- 1 試算表など、最近 3 か月間の売上高が令和 2 年 1 月 29 日時点における直近の同期と比較して減少していることが確認できる書類（要綱第 3 条の融資対象者の区分に応じて（決算書では確認できない場合に）添付すること）
- 2 前 2 期の決算書
- 3 納税証明書（県税及び市税）
- 4 取扱金融機関に提出した経営改善計画書の写し

5 本借入申込みに対する意見等

※申込書を受付けた各商工団体において、必要に応じて記載してください。

記載者	商工団体名
	役 職
	氏 名

(別添様式)

鳥取県信用保証協会 御中

年 月 日

モニタリング報告書

顧 客 番 号	
フリガナ	
顧 客 名	

経営改善取組の状況								
収 支 状 況	※直近3期分を記載 (単位:千円)	年 月 期		年 月 期		年 月 期		
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	
	売 上 高							
	総 利 益							
	営 業 利 益							
	経 常 利 益							
	純 利 益 (a)							
	減価償却費 (b)							
	キャッシュフロー-(a+ b)							
特 筆 事 項	[売上の増減要因、焦付発生、その他特筆すべき事項]							
課題・今後の見通し等	[課題、業績及び資金繰りの見通し等]							
取 引 状 況	預金	千円		融資	プロパー		保証協会付	
							千円	
	(年 月 日現在の残高)							

※上記の記入項目について別添可。

金融機関名 (支店) 担当者

鳥取県コロナ克服借換特別資金制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等に対して、超長期の借換資金により償還負担の軽減と経営改善の着実な取組みを支援することにより、中小企業者等の資金繰りの円滑化と収益力改善を図ることを目的として、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱(平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第2条に定めるものとする。

(融資対象者及び融資条件)

第3条 この資金の融資対象者及び融資条件は次のとおりとする。

(1)一般貸付

融資対象者	県内に事業所を有する中小企業者等(以下単に「中小企業者等」という。)のうち、経営改善計画を策定して取扱金融機関及び保証協会、並びに商工団体及び鳥取県経営サポートセンター等(以下「関係機関」という。)の支援を受けて経営再生に取り組むものであって、次の全てに該当する者 ア 最近3か月間又は直近決算期の売上高若しくは販売数量(建設業にあっては、完成工事高若しくは受注残高。以下「売上高等」という。)又は営業利益が平成30年4月以降のいずれかの年の同期に比べ減少しているもの イ 保証協会の信用保証付き借入金の借入残高を有するもの ウ 保証協会の信用保証が付いていない借入金の借入残高がある場合には、当該借入金について、この資金の融資とは別に、金融機関から原則としてこの資金と同等な返済緩和効果のある借換等を行うことによって、資金繰りの改善効果を十分に発揮することができるもの											
事業再生計画実施関連保証の適用	産業競争力強化法(平成25年法律第98号。以下「法」という。)第53条に定める事業再生計画実施関連保証(国の全国統一保証制度。以下単に「事業再生計画実施関連保証」という。)は、前欄の経営改善計画が次の全てに該当する場合に適用することができる。 ア 当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものであること イ 当該計画が経営サポート会議(信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場をいう。以下同じ。)による検討に基づき作成又は決定されたものであること											
資金の用途	ア 借換資金 イ アの借換と併せて行う経営再生の取組みに必要な運転資金及び設備資金 なお、事業再生計画実施関連保証の適用を受ける場合であって、既往借入金を保証協会の保証割合が100%の保証付き借入金である場合、当該借入金の借換は責任共有制度の対象除外となる。(保証協会が100%保証する。)											
融資限度額	保証協会の定めるところによる。											
融資期間	15年以内(据置1年以内を含む。)											
融資利率	下表のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>10年以内</th> <th>10年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常利率 (変動金利)</td> <td>1.43%</td> <td>1.60%</td> </tr> <tr> <td>特別利率(※) (変動金利)</td> <td>当初3年間 1.20% 4年目以降 1.43%</td> <td>当初3年間 1.40% 4年目以降 1.60%</td> </tr> </tbody> </table> ※特別利率の適用は、専門家を活用して策定した経営改善計画をとっとり企業支援ネットワーク等が認めた場合に限る。			区分	10年以内	10年超	通常利率 (変動金利)	1.43%	1.60%	特別利率(※) (変動金利)	当初3年間 1.20% 4年目以降 1.43%	当初3年間 1.40% 4年目以降 1.60%
区分	10年以内	10年超										
通常利率 (変動金利)	1.43%	1.60%										
特別利率(※) (変動金利)	当初3年間 1.20% 4年目以降 1.43%	当初3年間 1.40% 4年目以降 1.60%										
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。											

保証料率	下表のとおりとする。									
	(単位：%)									
	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
一般	1.08	1.04	0.99	0.94	0.89	0.85	0.80	0.60	0.45	
特例(※)	0.80							0.60	0.45	
※特例は、事業再生計画実施関連保証の適用を受ける場合に適用する。 ※経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号、7号又は8号の適用を受ける場合は、保証料率は0.70%とする。										
担保	保証協会の定めるところによる。									
保証人	保証協会の定めるところによる。									
償還方法	割賦均等償還									
進捗報告	この資金の融資を受けた者（以下「借入者」という。）は、保証協会の定めるところにより、取扱金融機関に対して、毎期の決算後（原則として、融資実行後3年を経過する日を含む事業年度の決算まで）、経営改善計画の進捗状況について報告を行うものとする。また、報告を受けた取扱金融機関は保証協会にその内容を報告するものとする。 なお、事業再生計画実施関連保証の適用を受けてこの融資を受けた者については、上記報告を4半期ごとに行わなければならない。（この場合の取扱金融機関の保証協会への報告は、毎期の決算後のみで足りる。）									
経営支援	進捗状況の報告を受けた取扱金融機関及び保証協会は、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、借入者の経営改善計画の達成に向けた経営支援を行うものとする。 なお、事業再生計画実施関連保証の適用のもと融資を実行した取扱金融機関については、保証協会に対し、借入者の毎期の決算後、自らの経営支援状況を報告しなければならない。									
損失補償	この要綱に基づき保証協会が保証した債務について代位弁済が発生した場合には、県は別途保証協会と締結する損失補償契約に定めるところにより、保証協会に対して損失補償を行うものとする。									

(2) 事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）貸付（※国の全国統一制度の対象）

融資対象者	<p>以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等</p> <p>ア 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>イ 認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>ウ 特定認証紛争解決手続（法第2条第21項に規定）に従って作成された事業再生計画</p> <p>エ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画</p> <p>オ 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画</p> <p>カ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画</p> <p>キ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画</p> <p>ク 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの</p> <p>ケ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画</p> <p>コ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画</p> <p>サ 経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画</p> <p>シ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援</p>
-------	--

	した事業再生の計画																																																																																
融資限度額	2億8千万円																																																																																
保証形式	個別保証																																																																																
保証割合	<p>①普通保険及び無担保保険にかかる保証 金融機関の選択した責任共有制度（責任共有制度要綱(平成18・9・12中庁第2号)に定める制度をいう。以下同じ。）の方式によるものとする。ただし、次のア又はイに掲げる場合（いずれも信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）は、責任共有制度の対象除外とする。</p> <p>ア 責任共有制度の対象除外となる既往借入金（平成19年9月30日以前に信用保証協会が保証申込み受付した保証であって保証割合が100%保証の保証を含む。）を本制度で借り換える場合</p> <p>イ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。）第12条に規定する経営安定関連保証（同法第2条第5項第5号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。）であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が保証申込み受付し、かつ貸付実行された既往借入金を本制度で借り換える場合</p> <p>②特別小口保険にかかる保証 責任共有制度の対象除外。</p>																																																																																
資金の用途	運転資金、設備資金、借換資金（ただし、事業再生の計画の実施に必要な資金に限る。）																																																																																
融資期間	15年以内（据置5年以内を含む。）																																																																																
融資利率	<p>下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>10年以内</td> <td>10年超</td> </tr> <tr> <td>通常利率 (変動金利)</td> <td>1.43%</td> <td>1.60%</td> </tr> <tr> <td>特別利率(※) (変動金利)</td> <td>当初3年間 1.20% 4年目以降 1.43%</td> <td>当初3年間 1.40% 4年目以降 1.60%</td> </tr> </table> <p>※特別利率の適用は、専門家を活用して策定した経営改善計画をとったり企業支援ネットワーク等が認めた場合に限る。</p>	区分	10年以内	10年超	通常利率 (変動金利)	1.43%	1.60%	特別利率(※) (変動金利)	当初3年間 1.20% 4年目以降 1.43%	当初3年間 1.40% 4年目以降 1.60%																																																																							
区分	10年以内	10年超																																																																															
通常利率 (変動金利)	1.43%	1.60%																																																																															
特別利率(※) (変動金利)	当初3年間 1.20% 4年目以降 1.43%	当初3年間 1.40% 4年目以降 1.60%																																																																															
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。																																																																																
保証料率	<p>下表のとおりとする。</p> <p>ただし、本制度における経営者保証免除対応（以下「免除対応」という。）（注）を適用する場合は、それぞれ0.2%を上乗せする。</p> <p>①責任共有制度対象の場合（単位：%）</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> <td>⑨</td> </tr> <tr> <td>料率</td> <td colspan="9">0.80（免除対応の場合1.00）</td> </tr> <tr> <td>国の補助</td> <td colspan="9">0.60（免除対応の場合0.80）</td> </tr> <tr> <td>事業者負担</td> <td colspan="9">0.20</td> </tr> </table> <p>②責任共有制度の対象除外の場合（単位：%）</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> <td>⑨</td> </tr> <tr> <td>料率</td> <td colspan="9">1.00（免除対応の場合1.20）</td> </tr> <tr> <td>国の補助</td> <td colspan="9">0.80（免除対応の場合1.00）</td> </tr> <tr> <td>事業者負担</td> <td colspan="9">0.20</td> </tr> </table> <p>※条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。</p> <p>注：普通保険及び無担保保険にかかる保証について、次のア及びイを満たす場合、信用保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除することができる。</p> <p>ア 令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。</p> <p>イ 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。</p>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料率	0.80（免除対応の場合1.00）									国の補助	0.60（免除対応の場合0.80）									事業者負担	0.20									区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料率	1.00（免除対応の場合1.20）									国の補助	0.80（免除対応の場合1.00）									事業者負担	0.20								
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																								
料率	0.80（免除対応の場合1.00）																																																																																
国の補助	0.60（免除対応の場合0.80）																																																																																
事業者負担	0.20																																																																																
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																								
料率	1.00（免除対応の場合1.20）																																																																																
国の補助	0.80（免除対応の場合1.00）																																																																																
事業者負担	0.20																																																																																
担保	保証協会の定めるところによる。																																																																																
保証人	保証協会の定めるところによる。																																																																																

償還方法	割賦均等償還
事業再生の計画	事業再生の計画には以下の内容を満たすもの又は含むものとし、事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度要綱（令和3・3・11中庁第2号）に定める計画雛形を参考とするものとする。 ア 債権者間の合意がとれているもの イ 融資対象者の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策 ウ 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画
金融機関の責務及び報告	ア 金融機関は中小企業者等から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けることとする。 イ 事業再生の計画が融資対象者欄に定める機関、機構又は会議（以下「機関等」という。）の支援に基づき作成されたものである場合、金融機関は当該機関等と連携して、中小企業者に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行うものとする。 ウ 金融機関は、原則として3年間にわたり、中小企業者等の事業年度ごとに、信用保証協会に対し、中小企業者等の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告しなければならない。なお、当該報告がなかった場合は、その案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。 エ 金融機関は中小企業者等の実行状況を踏まえ、（事業再生の計画が融資対象者欄に定める機関等の支援に基づき作成されたものである場合にあっては、当該機関等と連携し、）必要に応じて、中小企業者等に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。
損失補償	この要綱に基づき保証協会が保証した債務について代位弁済が発生した場合には、県は別途保証協会と締結する損失補償契約に定めるところにより、保証協会に対して損失補償を行うものとする。

（融資の申込み）

第4条 この資金の融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、取扱金融機関と協議を行った上で、コロナ克服借換特別資金申込書（別記様式。以下「申込書」という。）に経営改善計画書等の関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。

- 2 申込書の提出を受けた商工団体は、対象者要件の確認及び内容の精査を行った上、必要に応じて意見を付して、申込書及び関係書類の原本を保証協会に、写しを申込者が借入を予定している取扱金融機関及び県にそれぞれ送付するものとする。
- 3 取扱期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの申込受付分とする。

（融資の審査と実行）

第5条 保証協会は、申込書を受け付けたときは、取扱金融機関と保証及び融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、取扱金融機関、申込みを受け付けた商工団体に対して審査結果を通知するものとする。

- 2 審査結果の通知を受けた取扱金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

（資金措置）

第6条 この資金を運用するため、県は、基本要綱第4条の規定に基づく補助金により、取扱金融機関に対して次のとおり資金措置を行うものとする。

（1） 県

- ア 補助金交付額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じて得た額
- イ 補助対象期間 年度更新とし、前条第2項の規定に基づき取扱金融機関から実行された融資

の期間（鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱（平成 18 年 4 月 5 日付第 200500140012 号鳥取県商工労働部長通知）に基づき貸付期間が延長されたときは、その延長期間を含む。以下「取扱金融機関の融資期間」という。）を限度とする。

（2）市

- ア 預託額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める割合を乗じて得た額
- イ 預託利率 商工労働部長が別に定める割合とする。
- ウ 預託期間 年度更新とし、取扱金融機関の融資期間を限度とする。

（融資実行の報告）

第 7 条 基本要綱第 8 条に定める報告先は、県及び市とする。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

(別記様式)

年 月 日

コロナ克服借換特別資金申込書

鳥 取 県 知 事 様

(申込者)
所在地
電話番号 ()
企業名
代表者名

鳥取県コロナ克服借換特別資金制度要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1 申込者の概要等

資本金(元入金)	千円	従業員数	人
業種	※具体的に記載すること。		

2 借入申込み

借入希望額	千円 (うち借換 千円 ・ 運転 千円 ・ 設備 千円)		
借入期間	年 月 (うち据置 年 月)		
借入金融機関	銀行・金庫 支店		

3 本借入申込みに対する意見等

※申込書を受付けた各商工団体において、必要に応じて記載してください。

記載者	商工団体名
	役職
	氏名

4 関係書類等

【第3条第1号の融資（一般貸付）を受けようとする場合】

- (1) 申込状況確認書（様式第1号）
- (2) 試算表など、最近3か月の売上高若しくは販売数量（建設業にあつては完成工事高（未成工事受入金を含む。）又は受注残高）、営業利益が平成30年4月以降のいずれかの年の同期と比較して減少していることが確認できる書類（要綱第3条第1号融資対象者欄アの申込み区分に応じて（決算書では確認できない場合に）添付すること）
- (3) 前2期の決算書
- (4) 納税証明書（県税及び市税）
- (5) 取扱金融機関に提出した経営改善計画書の写し
- (6) 既往借入金全て（借換を行わないものも含む）の借入状況が確認できる書類（返済予定表の写し等）

【第3条第2号の融資（事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）貸付）を受けようとする場合】

- (1) 第3条第2号融資対象者欄に規定する計画
- (2) 経営者保証免除対応確認書（免除対応を適用する場合のみ）
- (3) 前2期の決算書
- (4) 納税証明書（県税及び市税）

※必要に応じて上記のほか、追加資料の提出を求める場合がある。

【申込者の情報の取扱いに関する同意事項】

申込書（関係書類を含む。）については、取扱金融機関、保証協会、申込先の商工団体及び鳥取県経営サポートセンターにおいて内容の閲覧を行います。これは、申込者に対する融資、保証及び経営支援のために行われるものであり、それ以外の目的には使用しません。

また、本資金の借入者については、経営改善計画の進捗状況について、取扱金融機関及び保証協会に対して定期的に報告を行っていただくことになります。

本資金の申込みにあたっては、当該取扱いについて同意の上、申込みを行って下さい。

同意者氏名 _____

申込状況確認書

1 最近3か月間又は直近決算期の売上高、販売数量又は営業利益の状況

〔売上高・販売数量・完成工事高・受注残高・営業利益〕※左のうち該当するものに○を付けること
 ※下記「最近3か月間の状況」又は「決算」のうち、いずれか一方を記載すること。（単位：千円）

最近 3か月間 の状況	時 期	当該年（ 年） (A)	平成30年4月以降の いずれかの年（ 年） (B)	適用の可否
	年 月			
	年 月			
	年 月			
	合 計			A < B
決 算	決 算 期	直 近 決 算 (C)	年度期決算(D)	適用の可否
	年 月			C < D

(注) 建設業にあつては、「売上高又は販売数量」を「完成工事高（未成工事受入金を含む）又は受注残高」とする。

2 借入金の内訳

(1) 既往借入金の状況（本資金借入前の借入状況をすべて記載すること）（単位：千円）

番号	金融機関名	借入日	最終期日	当初借入額	現在残高	元金月返済額	資金名称	保証 有無
			()			()		
			()			()		
			()			()		
			()			()		
			()			()		
			()			()		
			()			()		
合 計								

- (注1) 契約（一口）ごとに記載。行が不足する場合は、適宜、別紙を作成して添付すること。
- (注2) 借入金の条件変更を受けているときは、最終期日欄及び元金月返済額欄の上段（ ）に条件変更前の返済日（返済額）を記載し、下段に変更後を記載すること。2回以上変更しているときは、下段には最新分を記載。条件変更を受けていない借入金は、上段（ ）の記載は不要。
- (注3) 現在、元金返済が据え置き期間にあるときは、据置期間終了後の元金返済（予定）額を元金月返済額欄の下段に記載すること。
- (注4) 資金の名称欄は、県の制度融資の冒頭に「県」を記載。例）県経営活力強化資金
- (注5) 保証有無欄は、信用保証付きのとき「有」と記載し、保証なし借入金は空欄とすること。

(2) 本資金借入後の状況 (本資金借入れ後の状況を記載すること)

(単位：千円)

番号	金融機関名	借入日	最終期日	当初借入額	現在残高	元金月返済額	資金名称	保証有無
			()			()		
			()			()		
			()			()		
			()			()		
			()			()		
			()			()		
合 計								

(注) 借換後の状況を記載すること。

3 経営改善計画の概要

経営改善計画の要点を簡潔に記載。記載欄が不足するときは、適宜別紙を作成して添付のこと。

(1) 経営上の問題点・改善点

(2) 経営再生に向けた経営改善のための取組内容

(3) ニューマネーの使途 ※借換資金に併せて運転資金又は設備資金の借入を行う場合のみ記載。
※資金の使途をそれぞれ記載すること。

(4) 経営改善による財務計画

(単位：千円)

	実績(前期) / 期	当期計画 / 期	次期計画 / 期	3年後計画 / 期	5年後計画 / 期	最終年度計画 / 期
売上高						
売上原価						
売上総利益						
販売費・一般管理費						
営業利益						
経常利益						
税引前当期純利益						
当期純利益 E						

減価償却費 F						
キャッシュフロー G (E+F)						
借入金の年間返済額 H						
G - H						

(別記様式)

特 別 利 率 適 用 確 認 書
(売 上 高 等)

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

(借入申込者)

所 在 地

電 話 番 号

企 業 名

代 表 者

印

○売上高等

該当する項目に○を付けてください。

[1. 売上高 2. 販売数量 3. 完成工事高 4. 受注残高]

時 期	当 該 年 (a)	前 年 (b)	減 少 率 [$\{1-(a/b)\} \times 100$]
年 月	千円	千円	
年 月	千円	千円	
年 月	千円	千円	
合 計	千円	千円	適用要件 % ≥ 5%

※建設業を営む者にあつては、「完成工事高」又は「受注残高」を記載してください。

中小企業小口融資実施要領第4条、経営安定支援借換資金制度要綱第4条及び小規模事業者融資制度要綱第3条に規定する特別利率の対象要件に合致することを確認しました。

受付団体名

職・氏名

印

(別記様式)

特別利率適用確認書
(為替変動対応)

年 月 日

鳥取県知事様

(借入申込者)
所在地
電話番号
企業名
代表者

印

次の2から4までについては、要件に該当するもののみ記載してください。

1 直近決算期における輸出入取引又は輸出入関連企業との取引の割合

直近決算期における 売上高 (A)	直近決算期における 輸出入等取引額 (B)	取引の割合 (B/A×100)
円	円	%

注) 取引の割合は、20%以上となっていること。

2 最近1か月に決済をした輸出入取引における損失の状況

(単位：千円)

契約日	売買 契約額	売買契約 締結当時 為替レート	円建売上・ 仕入額 見込み(A)	決済日	決済時 為替レート	円建売上 ・仕入 決済額(B)	減少率 [(1-B/A)×100]
合計							

注1) 売買契約額は、売買契約書に記載された通貨(例：ドル、ユーロ等)で記載すること。

注2) 売買契約締結当時為替レートは、売買契約上の為替レート、為替予約の為替レート又は契約日の為替レートを記載すること。

注3) 減少率は、5%以上となっていること。

3 最近3か月の輸出入関連企業からの受注の状況

時期	当該年(A)	前年(B)	減少率 [(1-A/B)×100]
年 月			
年 月			
年 月			
合計			%

注1) 受注数量・受注金額の内容に応じて単位を記載すること。(例：個、トン、千円等)

注2) 減少率は、5%以上となっていること。

4 最近1か月の輸出入関連企業からの受注の状況とその後2か月の見込み

区 分	時 期	当 該 年 (A)	前 年 (B)	減 少 率 [(1-A/B)×100]
最近1か月	年 月			
その後 2か月 見込み	年 月			
	年 月			
3か月	合 計			%

注1) 受注数量・受注金額の内容に応じて単位を記載すること。(例:個、トン、千円 等)

注2) 減少率は、5%以上となっていること。

中小企業小口融資実施要領第4条、経営安定支援借換資金制度要綱第4条及び小規模事業者融資制度要綱第3条に規定する特別利率の対象要件に合致することを確認しました。

受付団体名

職・氏名

印

鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱

1 目 的

この要綱は、最近の経済環境の変化に伴い、売上高の減少により借入金の償還に困難を生じている中小企業者に対し、既往の制度資金の貸付条件の変更措置を講じることにより、資金繰りの緩和を図ることを目的とする。

2 対 象 者

鳥取県企業自立サポート融資（鳥取県制度融資）の借入残高を有する者で、次に掲げる全ての条件を満たす者

(1) 次のいずれかの条件を満たす者であること

ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第5号に規定する指定業種（不況業種）を営む者

イ 最近3か月又は直近決算期の売上高又は営業利益が過去3年間のいずれかの年の同時期に比べ減少している者

ウ 最近3か月又は直近決算期の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同時期に比べ減少している者

エ 原油価格の上昇により、売上原価のうち20パーセント以上を占める原油等（原油又は石油製品）の最近1か月間の仕入価格が、前年同期の仕入価格から20パーセント以上上昇しているにも関わらず、製品販売等の価格の引き上げが困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っている者

(2) 4の措置を受けることにより、経営の維持継続や業況の回復が見込まれること

(3) 4の措置を受けた後の償還が確実に見込まれること

3 対象資金

別表1及び別表2（以下「別表」という。）に掲げる鳥取県制度資金

4 条件変更措置

(1) 貸付期間の延長

融資の際に定めた償還期間について、資金の種類及び資金用途ごとに、別表に定める期間（当該融資について既に貸付期間の延長を受けている場合にあっては、別表に定める期間から既に延長を受けた期間を差し引いた期間）の範囲内で貸付期間の延長ができるものとする。

(2) 据置期間の延長及び再設定の特例

融資の際に定めた据置期間について、各資金要綱及び要領に定められた据置期間（当該融資について既に据置を受けている場合にあっては、既に据置を受けた期間を差し引いた期間）に1年を加えた期間の範囲内で据置期間の延長及び再設定ができるものとする。なお、延長及び再設定の回数に制限は設けないものとする。

(3) 償還方法の弾力化

償還方法は、当該措置に係る資金を融資した取扱金融機関（以下「金融機関」という。）及び鳥取県信用保証協会（以下「協会」という。）の定めるところによる。

5 申込み

(1) 4の措置を受けようとする者は、条件変更措置申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を、金融機関に提出するものとする。

(2) 申込期間は、平成21年4月1日から令和7年3月31日までとする。

6 審 査

(1) 申込書の提出を受けた金融機関は、その内容を審査し、適当と認めたものについて、協会の保証付の融資の場合は協会の承諾を得た上で、4の措置を行うものとする。

(2) 県損失補償付制度融資の申込書の提出を受けた金融機関は、事前に県へ報告し、県及び協会の承諾を得た上で、4の措置を行うものとする。

7 条件変更の報告

金融機関は、4の措置を行ったときは、毎月の状況を条件変更措置実施報告書（様式第2号）により、資金の種類ごとに別表に定める機関に対して、翌月の10日までに報告するものとする。

8 資金措置

県は、金融機関が4の措置を行ったときは、各資金要綱及び要領に規定する県が金融機関に対して行う資金措置に係る補助金の補助期間について、その規定にかかわらず、償還が完了するまでの期間補助するものとする。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、4の措置に関し必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 平成21年7月1日から平成22年3月31日までに貸付期間の延長を実行した者については、当該資金が完済するまでの間、本要綱の適用を受ける。
- 3 平成21年7月1日から平成22年3月31日までに条件変更措置の適用を受けた者については、当該資金が完済するまでの間、3の規定にかかわらず別表1に対応する者は次の表1を、別表2に対応する者は次の表2の適用を受けるものとする。
鳥取県経営活力再生緊急資金については、平成21年10月19日から平成22年3月31日までに条件変更措置の適用を受けた者に限る。
- 4 令和7年3月31日までの間に5の規定による申込みをした者については、4及び前項の規定にかかわらず、貸付期間又は据置期間を延長できるものとする。

表 1 (平成17年度以前融資実行分)

資金の種類		資金用途	延長期間	報告先
鳥取県中小企業経営健全化資金		運転資金	5年	県
小口無担保保証融資		設備資金、運転資金	5年	県、市町村
同和地区中小企業特別融資		設備資金、運転資金	5年	県、市町村
鳥取県中小企業設備資金	製造業等	設備資金	7年	県
	商業・サービス業	設備資金	7年	県、市町村
鳥取県企業立地促進資金		設備資金	7年	県、市
鳥取県観光開発促進資金		設備資金	7年	県、市
新規開業支援資金		設備資金、運転資金	5年	県、市
新分野進出・雇用創出等促進資金		設備資金、運転資金	7年	県、市
鳥取県環境産業育成支援資金		設備資金	7年	県
特別 融 対	鳥取県経営改善対策特別資金	設備資金、借換資金、 運転資金	5年	県、市
	平成12年鳥取県西部地震対策特別資金	設備資金、運転資金	5年	県、市
	鳥取県事業用資産購入促進資金	設備資金、運転資金	7年	県、市
	鳥取県建設業新分野進出支援特別資金	設備資金、運転資金、 借換資金	7年	県、市
	平成16年大型スーパー経営不振に伴う特別資金	運転資金	7年	県、市
中小企業再生支援資金		設備資金、運転資金	7年	県

策 資 金	米子駅前地区商店街活性化特別金融資金	運転資金	5年	県、市
	マイワシ漁獲減少構造改善対策資金	運転資金	5年	県、市
	鳥取県経営改善再借換資金	借換資金、設備資金、 運転資金	5年	県、市
	中小企業小口融資等特別資金	借換資金、設備資金、 運転資金	5年	県、市町村

表 2 (平成18年度以降融資実行分)

資金の種類	資金使途	延長期間	報告先
鳥取県企業自立化支援資金	設備資金、運転資金	5年	県
鳥取県中小企業小口融資	設備資金、運転資金	5年	県、市町村
鳥取県同和地区中小企業特別融資	設備資金、運転資金	5年	県、市町村
中小企業小口融資等特別資金	借換資金、設備資金、 運転資金	5年	県、市町村
鳥取県企業立地促進資金	設備資金	7年	県、市
鳥取県環境産業支援資金	設備資金	7年	県
鳥取県新規参入資金	設備資金、運転資金	5年	県、市
鳥取県チャレンジ応援資金	設備資金、運転資金	5年	県
鳥取県経営改善対策特別資金	設備資金、借換資金、 運転資金	5年	県、市
鳥取県再生支援資金	設備資金、運転資金	7年	県
鳥取県取引安定化対策資金	設備資金、運転資金	5年	県、市
小規模事業者融資	設備資金、運転資金	7年	県、市
鳥取県経営安定支援借換資金	借換資金、設備資金、 運転資金	7年	県、市
鳥取県旧制度融資等借換特別資金	借換資金、設備資金、 運転資金	7年	県、市
鳥取県経営活力再生緊急資金	設備資金、運転資金、 借換資金	5年	県、市

附 則

この改正は、平成21年10月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年3月8日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年1月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年10月19日から施行し、改正後の鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱第5(2)の規定は平成23年度の貸付けから適用し、同要綱別表2の規定は同年10月31日から適用する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この改正は、平成 25 年 7 月 31 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 25 年 9 月 20 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 26 年 3 月 10 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 30 年 10 月 19 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別 表 1（平成 17 年度以前融資実行分）

資 金 の 種 類		資 金 使 途	延長期間	報 告 先
鳥取県中小企業経営健全化資金		運転資金	3 年	県
小口無担保保証融資		設備資金、運転資金	3 年	県、市町村
同和地区中小企業特別融資		設備資金、運転資金	3 年	県、市町村
鳥取県中小企業設備資金	製造業等	設備資金	5 年	県
	商業・サービス業	設備資金	5 年	県、市町村
鳥取県企業立地促進資金		設備資金	5 年	県、市
鳥取県観光開発促進資金		設備資金	5 年	県、市
新規開業支援資金		設備資金、運転資金	3 年	県、市
新分野進出・雇用創出等促進資金		設備資金、運転資金	5 年	県、市

	鳥取県環境産業育成支援資金	設備資金	5年	県
特別金融対策資金	鳥取県経営改善対策特別資金	設備資金、借換資金、 運転資金	3年	県、市
	平成12年鳥取県西部地震対策特別資金	設備資金、運転資金	3年	県、市
	鳥取県事業用資産購入促進資金	設備資金、運転資金	5年	県、市
	鳥取県建設業新分野進出支援特別資金	設備資金、運転資金、 借換資金	5年	県、市
	平成16年大型スーパー経営不振に伴う特別資金	運転資金	5年	県、市
	中小企業再生支援資金	設備資金、運転資金	5年	県
	米子駅前地区商店街活性化特別金融資金	運転資金	3年	県、市
	マイワシ漁獲減少構造改善対策資金	運転資金	3年	県、市
	鳥取県経営改善再借換資金	借換資金、設備資金、 運転資金	3年	県、市
	中小企業小口融資等特別資金	借換資金、設備資金、 運転資金	3年	県、市町村

別表2（平成18年度以降融資実行分）

資金の種類	資金用途	延長期間	報告先
鳥取県企業自立化支援資金	設備資金、運転資金	3年	県
鳥取県中小企業小口融資	設備資金、運転資金 借換資金	3年	県、市町村
鳥取県同和地区中小企業特別融資	設備資金、運転資金	3年	県、市町村
中小企業小口融資等特別資金	借換資金、設備資金、 運転資金	3年	県、市町村
鳥取県企業立地促進資金	設備資金	5年	県、市
鳥取県環境産業支援資金	設備資金	5年	県
鳥取県新規参入資金	設備資金、運転資金	3年	県、市
鳥取県チャレンジ応援資金	設備資金、運転資金	3年	県
鳥取県経営改善対策特別資金	設備資金、借換資金、 運転資金	3年	県、市
鳥取県再生支援資金	設備資金、運転資金	5年	県
鳥取県取引安定化対策資金	設備資金、運転資金	3年	県、市
小規模事業者融資	設備資金、運転資金 借換資金	5年	県、市
鳥取県経営安定支援借換資金	借換資金、設備資金、 運転資金	5年	県、市
鳥取県旧制度融資等借換特別資金	借換資金、設備資金、 運転資金	5年	県、市
鳥取県経営活力再生緊急資金	設備資金、運転資金、 借換資金	3年	県、市
平成22年度雪害対策特別資金	設備資金、運転資金	3年	県
鳥取県経営活力強化資金	設備資金、運転資金、 借換資金	3年	県、市
鳥取県経営体質強化資金	設備資金、運転資金、 借換資金	3年	県、市
鳥取県地域経済変動対策資金	設備資金、運転資金、 借換資金	5年	県、市
鳥取県災害等緊急対策資金	設備資金、運転資金、 借換資金	3年	県、市
鳥取県バイオ産業支援資金	設備資金、運転資金	5年	県
鳥取県経営再生円滑化借換特別資金	借換資金、設備資金、運転 資金	3年	県、市
鳥取県地域活性化総合特区推進事業資金	設備資金、運転資金	5年	県

鳥取県新規需要開拓設備資金	設備資金、運転資金、借換資金	3年	県、市
鳥取県創業支援資金	設備資金、運転資金	3年	県、市
鳥取県新事業展開資金	設備資金、運転資金	3年	県、市
事業承継支援資金	設備資金、運転資金	3年	県、市
働き方改革応援資金	設備資金、運転資金	3年	県、市
中部地震復興商業・サービス活性化支援資金	設備資金、運転資金	3年	県、市
災害対応力強化資金	設備資金	3年	県、市
鳥取県新型コロナウイルス感染症対応資金	設備資金、運転資金、借換資金	5年	県、市
鳥取県産業成長応援資金（大型投資）	設備資金、運転資金	5年	県、市
鳥取県経営安定事業継続支援資金	運転資金、借換資金	3年	県、市
鳥取県産業未来共創資金（大型投資）	設備資金、運転資金	5年	県、市
鳥取県コロナ克服借換特別資金	借換資金、設備資金、運転資金	3年	県、市

(様式第1号)

鳥取県企業自立サポート事業に係る貸付条件変更措置申込書

年 月 日

(金融機関の長) 様

(条件変更申請者) 所在地
企業名
代表者

印

企業自立サポート事業(制度融資)の貸付条件を変更されたく、企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱第5条に基づき、下記のとおり申込みます。

記

1 借入金の内訳

条件変更希望資金名	当 初 借 入			現在までの償還済額 ④	条 件 変 更	
	借入年月日	期間(⑤) (月)	借入金額(⑥) 円		申込金額(⑦) 円	期間(⑧)据置き (月)
1		(月)	円	(年 月 日まで) 円	円	(月)
2		(月)	円	(年 月 日まで) 円	円	(月)
3		(月)	円	(年 月 日まで) 円	円	(月)

2 経営状況等

※(1)は必須、(2)~(4)は対象者要件(要綱2対象者第1号アからエ)のうち該当する箇所のみ記載すること

(1) 業 種

Blank box for industry type.

※日本標準産業分類細分類が分かるよう具体的に記入すること

(2) 最近3か月又は直近決算期の売上高又は営業利益

(単位:千円、%)

最近3か月の状況	時 期	当該年(年) (A)	過去3年間のいずれかの年(年) (B)	適用の可否 A < B
	最近3か月の状況	年 月		
年 月				/
年 月				/
合 計				
決算	直近決算期	直 近 決 算	年 月決算	A < B
	年 月			

※建設業については、「売上高」を「完成工事高+未成工事受入金」とする。

(3) 最近3か月又は直近決算期の平均売上総利益率又は平均営業利益率

[平均売上総利益率・平均営業利益率] ※該当の利益率に○を付けること (単位: 千円、%)

最近3か月の状況	時 期	当 該 年			前 年		
		売上総利益 又は営業利益 (A)	売 上 高 (B)	利益率 (A/B*100) (C)	売上総利益 又は営業利益 (D)	売 上 高 (E)	利益率 (D/E*100) (F)
最近3か月の状況	年 月						
	年 月						
	年 月						
	合 計						
決算	直近決算期	直 近 決 算			前 期 決 算		
	年 月						

(注) 利益率は、C < Fであること。

(4) 原油等の価格上昇による影響

①原油等が売上原価に占める割合

申込時点における最新の売上原価 (A)	Aの売上原価に対する原油等の仕入価格(B)	依 存 率 (B/A*100)
円	円	%

②原油等の仕入れ単価の上昇

単 価	当 該 年 (C)	前 年 (D)	上 昇 率 C/D*100-100
原油等の最近1か月間における平均仕入単価	円	円	%

③製品価格への転嫁の状況

価 格	当 該 年 (E)	前 年 (F)	転 嫁 状 況 (E - F)
申込時点における最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格	i 原油等の最近3か月間の仕入価格 (α) _____ 円 ii 最近3か月間の売上高 (β) _____ 円 iii 売上高に占める割合 (α/β*100) E = _____ %	i 原油等の前年同期の仕入価格 (γ) _____ 円 ii 前年同期の売上高 (δ) _____ 円 iii 売上高に占める割合 (γ/δ*100) F = _____ %	_____ %

(注1) ①における依存率及び②における上昇率は20%以上となっていること。

(注2) ③における転嫁状況は、プラスであること。

(添付書類)

- 試算表など、最近3か月の売上高、営業利益、売上総利益、売上高が前年(又は過去3年間のいずれかの年)の同時期と比較して減少していることが確認できる書類又は、原油等の仕入状況が確認できる書類
- 前2期の決算書
- 納税証明書(県税及び市税)

※必要に応じて経営改善計画に係る、より詳細な資料の提出を求める場合がある。

(様式第2号)

鳥取県企業自立サポート事業に係る貸付条件変更措置報告書

年 月 日

鳥取県知事
様
〇〇市(町村)長

金融機関名

印

【資金名： 〇〇〇〇】

(単位：千円)

貸付先	当 初 借 入				残 額 (. . 現在)	条 件 変 更	
	借入年月日	期間(月)	当 初 借入額	月返済額		期 間 (内据置き)	月返済額
1		(月)	円		(. . 現在) 円	(月)	円
2		(月)	円		(. . 現在) 円	(月)	円
3		(月)	円		(. . 現在) 円	(月)	円
4		(月)	円		(. . 現在) 円	(月)	円
5		(月)	円		(. . 現在) 円	(月)	円
6		(月)	円		(. . 現在) 円	(月)	円
7		(月)	円		(. . 現在) 円	(月)	円

鳥取県企業自立サポート事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県企業自立サポート事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知、以下「基本要綱」という。）第3条各号に規定する資金の融資を受けた中小企業者等の利子負担の軽減を図ることを目的として、交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、基本要綱に基づく資金を融資した取扱金融機関（基本要綱第2条に定める金融機関。以下「取扱金融機関」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(補助金の額)

第4条 本補助金の額は、基本要綱に基づく資金及び融資条件ごとに区分して算定するものとし、毎年1月1日から6月30日まで（以下「上期」という。）及び7月1日から12月31日まで（以下「下期」という。）の各期間における毎月末融資残高に、商工労働部長が別に定める利子補助率及び期間（12分の1）を乗じて得た額の合計以下とする。

(交付申請及び実績報告の時期等)

- 第5条 本補助金の交付申請は、規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）と併せて、上期の期間に係るものについては、その年の8月15日までに、下期の期間に係るものについては、翌年の2月15日までに行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、取扱金融機関が県に申し出た場合は、当該交付申請及び実績報告について、上期及び下期の期間に係る補助金を、一括して翌年2月15日までにを行う取扱いができる。
 - 3 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類並びに規則第17条の実績報告に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

- 第6条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、交付申請及び実績報告を受けた日から起算して30日が経過する日までの間に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第3号によるものとする。

(雑 則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度の貸付けから適用する。
- 2 この要綱の実施以前に行われた資金の融資については、なお従前の例による。

附 則
この改正は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

金融機関名 _____

1 鳥取県企業自立サポート事業報告書

(1) 補助率

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 % ~ %
(令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 % ~ %)

(2) 個別計算書 様式第2号のとおり

2 同収支予算（決算）書に準ずる書類

(単位：円)

補助金額		
内 訳	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	

様式第1号（第5条関係）

金融機関名 _____

1 鳥取県企業自立サポート事業報告書

(1) 補助率

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 % ~ %
 (令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 % ~ %)

(2) 個別計算書 様式第2号のとおり

2 同収支予算（決算）書に準ずる書類

(単位：円)

補助金額		
内 訳	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	

金融機関名

資金名	所在地区分	月末融資残高(千円)				利率補助率(%)	県補助金額(千円)				合計
		月	月	月	月		月	月	月	月	
〇〇資金	市部										
	郡部										
	合計										
〇〇資金	市部										
	郡部										
	合計										
.....	市部										
	郡部										
	合計										
	市部										
	郡部										
	合計										
	市部										
	郡部										
	合計										
	市部										
	郡部										
	合計										
	市部										
	郡部										
	合計										
	市部										
	郡部										
	合計										
合計											

(注)「各月分資金ごとの県補助金額」の算出方法について
 各月末融資残高 × 補助率 × 1/12(千円単位未満切り捨て)

第 令 和 年 月 号
日

様

職 氏 名 印

鳥取県企業自立サポート事業補助金交付決定及び交付額確定通知書
[令和 年 月～令和 年 月分]

令和 年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県企業自立サポート事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先）

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、○○○○○○○○○○とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の確定額は、交付決定額のとおりとする。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用等に当たっては、規則及び鳥取県企業自立サポート事業補助金交付要綱（令和 年 月 日付第 号鳥取県商工労働部長通知）の規定に従わなければならない。

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）抜粋

（目的）

第一条 この法律は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者の債務の保証につき保険を行なう制度を確立し、もつて中小企業の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの（次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）
- 二 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの
- 三 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの
- 四 協業組合であつて、特定事業を行うもの
- 五 医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下のもの（前各号に掲げるものを除く。）
- 六 特定事業を行う特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。第三項第七号において同じ。）であつて、常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下のもの
- 七 商工組合及び商工組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの
- 八 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの
- 九 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもののうち、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの
- 十 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合

会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの（以下「酒類業組合」と総称する。）

十一 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

2 この法律において「電子記録債権の割引」とは、中小企業者がその有する債権である電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第十五条に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）を当該電子記録債権に係る債務の支払期日の日前に次条第一項に規定する金融機関に譲渡することにより、当該電子記録債権の金額から一定の金額を控除して得た金額につき当該金融機関から資金の融通を受けることをいう。

3 この法律において「小規模企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、五人）以下の会社及び個人であつて、特定事業を行うもの（次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）

二 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの

三 事業協同小組合であつて、特定事業を行うもの又はその組合員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの

四 特定事業を行う企業組合であつて、その事業に従事する組合員の数が二十人以下のもの

五 特定事業を行う協業組合であつて、常時使用する従業員の数が二十人以下のもの

六 医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が二十人以下のもの（前各号に掲げるものを除く。）

七 特定事業を行う特定非営利活動法人であつて、常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、五人）以下のもの

4 この法律において「再生中小企業者」とは、次の各号のいずれにも該当する中小企業者をいう。

一 次のいずれかに該当する者

イ 再生事件又は更生事件に係属している者

ロ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第百八十八条第一項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた者（再生計画が遂行された場合その他の経済産業省令で定める場合を除く。）

二 再生計画の認可又は更生計画の認可の決定が確定した後三年を経過していない者

5 この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当することについてその住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。

一 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てその他経済産業大臣が定める事由が生じた事業者であつて、経済産業大臣が指定したものに対する売掛金債権その他経済産業省令で定める債権の回収が困難であるため、当該中小企業者の経営の安定に

- 支障を生じていると認められること。
- 二 取引の相手方たる事業者その他の事業者が事業活動の制限であつて経済産業大臣が指定したものを実施していることにより、次に掲げる事由のうち中小企業者の事業活動に著しい支障を生じていると認められるものとして経済産業大臣が定めるものが生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。
- イ 当該事業者と取引を行う中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由
- ロ イに掲げるもののほか、当該事業者の事業活動に相当程度依存している相当数の中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、指定地域（当該事業活動の制限により当該事業者の事業所が所在する特定の地域内に事業所を有する相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じていると認められるものとして経済産業大臣が指定する地域をいう。）内に事業所を有する相当数の中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由
- 三 災害その他の突発的に生じた事由であつて、その発生に起因して特定の業種に属する事業を行う相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られていると認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その業種に属する事業をその地域において行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が地域を限つて指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。
- 四 災害その他の突発的に生じた事由であつて、その発生に起因して相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られていると認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その地域内に事業所を有する中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であり、かつ、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。
- 五 その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。
- 六 破綻金融機関等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第四項に規定する破綻金融機関、同条第十二項に規定する被管理金融機関、同条第十三項に規定する承継銀行、同法百十一条第二項に規定する特別危機管理銀行、同法百二十六条の二第一項第二号に規定する特定第二号措置に係る同項に規定する特定認定に係る金融機関、同法百二十六条の三十四第三項第一号に規定する特定承継銀行及び同法附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行（同条第四項第四号に規定する承継勘定に係る業務を行う場合に限る。）並び

に金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第二条第五項に規定する被管理金融機関、同条第七項に規定する承継銀行及び同条第八項に規定する特別公的管理銀行をいう。）と金融取引を行っていたことにより、銀行その他の金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

七 銀行その他の金融機関が支店の削減等による経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整であつて経済産業大臣が指定したものを実施していることにより、当該金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

八 銀行その他の金融機関が当該中小企業者に対して有する貸付債権を特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。）又は株式会社産業再生機構に譲渡したことにより、当該金融機関その他の金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じている中小企業者のうち、適切な事業計画を有することその他の経済産業大臣が定める基準に適合することによりその事業の再生が可能と認められるもの

6 この法律において「特例中小企業者」とは、中小企業者であつて、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合において、その信用の収縮の影響により銀行その他の金融機関からの借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていることについて、その住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。

中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年十二月十四日政令第三百五十号）（抜粋）

（中小企業者の範囲）

第一条 中小企業信用保険法（以下「法」という。）第二条第一項第一号の政令で定める業種は、次に掲げる業種以外の業種とする。

- 一 農業
- 二 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）
- 三 漁業
- 四 金融・保険業（クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十五項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第三条第一項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）、金融代理業（金融商品仲介業に限る。）、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）

2 法第二条第一項第二号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数、次の表のとおりとする。

業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三 旅館業	五千万円	二百人

（小規模企業者の範囲）

第一条の二 法第二条第三項第二号の政令で定める業種及びその業種ごとの従業員数は、次のとおりとする。

- 一 宿泊業 二十人
- 二 娯楽業 二十人

責任共有制度要綱

- [制定] 平成 18・09・12 中庁第 2 号
平成 18 年 9 月 28 日
- [改正] 平成 19・06・26 中庁第 1 号
平成 19 年 6 月 29 日
- [改正] 平成 19・08・02 中庁第 1 号
平成 19 年 8 月 2 日
- [改正] 平成 23・03・30 中庁第 3 号
平成 23 年 4 月 1 日
- [改正] 平成 23・05・11 中庁第 2 号
平成 23 年 5 月 16 日
- [改正] 20120918 中庁第 1 号
平成 24 年 9 月 20 日
- [改正] 20130829 中庁第 2 号
平成 25 年 9 月 13 日
- [改正] 20140114 中庁第 2 号
平成 26 年 1 月 17 日
- [改正] 20150714 中庁第 6 号
平成 27 年 8 月 7 日
- [改正] 20160627 中庁第 5 号
平成 28 年 7 月 1 日
- [改正] 20171023 中庁第 1 号
平成 29 年 10 月 25 日
- [改正] 20180913 中庁第 1 号
平成 30 年 9 月 18 日
- [改正] 20210324 中庁第 2 号
令和 3 年 3 月 29 日
- [改正] 20210727 中庁第 1 号
令和 3 年 8 月 3 日

1. 制度の目的

平成 17 年 6 月に、中小企業政策審議会基本政策部会において取りまとめた「信用補完制度のあり方に関するとりまとめ」等を踏まえ、信用保証協会の保証付き融資について、信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うこと等を目的とした「責任共有制度」を導入する。

2. 責任共有制度の概要

金融機関は、「部分保証方式」（金融機関が行う融資額の一定割合を保証する方式）か、同方式と同等の「負担金方式」（金融機関の過去の制度利用実績（代位弁済率等）に基づき一定の負担金を支払う方式。下式参照。）かのいずれかの方式を選択することとする（下式中、分数部分については、以下「代弁等実績率」という。）。

$$\text{○負担金} = \text{保証債務平均残高 (X期)} \times \frac{\text{代位弁済額 (Y期)} - \text{不動産担保回収に関する額 (Y期)}}{\text{保証債務平均残高 (Y期)}} \times \text{負担割合}$$

※1 X期は、原則として半期。
なお、当該平均残高は、平成19年10月以降に保証協会が申込受付し、保証承諾したものに
限る。

※2 Y期は、X期よりも以前の期間であり、原則として半期
（1回目、2回目の計測期間は3か月）。なお、代弁等
実績率を構成する数値は、いずれも平成19年7月以降
に申込受付し、保証承諾したものに
限る。

3. 金融機関の負担割合

金融機関の負担割合は2割とする（よって、部分保証方式に係る保証割合は8割となる。）

4. 対象除外となる保証

円滑な制度導入の観点から、当分の間、以下に掲げる保証については100パーセント保証を継続することとする。

①国が定める小口零細企業保証制度に係る保証（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。）に規定する小規模企業者（同法第2条第3項第1号から第6号までに規定するものに限る。）（注1）に対する保証であって、既存の信用保証協会の保証付き融資の残高（注2）との合計で2,000万円以下となるもの。ただし、根保証、当座貸越等の極度額を設けるものを除く。）

（注1）常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人以下）の会社及び個人等

（注2）根保証、当座貸越等の極度額がある保証については、極度額。

② 保険法第3条の3に規定する特別小口保険に係る保証（同法第2条第3項第1号から第6号までに規定する小規模企業者に係るものに限る。）

③ 保険法第12条に規定する経営安定関連保証（同法第2条第5項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかの事由に該当することについて市区町村長の認定を受けた特定中小企業者に係るものに限る。）

④ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第12条第1項に規定する災害関係保証

- ⑤ 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第129条第1項に規定する創業関連保証（同法同条第4項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを含む。）
- ⑥ 保険法第3条の9に規定する事業再生保険に係る保証
- ⑦ 信用保証協会の有する求償権を消滅させることを目的とした保証
- ⑧ 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成10年法律第151号）第3条第1項に規定する破綻金融機関等関連特別保険に係る保証及び同法第4条第1項に規定する破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証
- ⑨ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第128条第1項に規定する東日本大震災復興緊急保証
- ⑩ 国が定める経営力強化保証制度に係る保証（以下「経営力強化保証」という。）（「4. 対象除外となる保証」又は平成19年9月30日以前に信用保証協会が申し込み受付した保証であって保証割合が100%の保証を経営力強化保証により借り換える場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）に限る。）
- ⑪ 国が定める事業再生計画実施関連保証制度に係る保証（以下「事業再生計画実施関連保証」という。）（「4. 対象除外となる保証」又は平成19年9月30日以前に信用保証協会が申し込み受付した保証であって保証割合が100%の保証を事業再生計画実施関連保証により借り換える場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）に限る。）
- ⑫ 国が定める事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度に係る保証（以下「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」という。）（「4. 対象除外となる保証」、平成19年9月30日以前に信用保証協会が申し込み受付した保証であって保証割合が100%の保証又は保険法第12条に規定する経営安定関連保証（同法第2条第5項第5号の事由に該当することについて市区町村長の認定を受けた特定中小企業者に係るものに限る。）であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が定めた期間内（当該期間を延長した場合は延長した期間を含む。）に信用保証協会が申し込み受付し、かつ融資実行された保証を事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）により借り換える場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）に限る。）
- ⑬ 保険法第15条に規定する危機関連保証

5. 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）への負担金支払

信用保証協会は、本制度要綱に基づき受領した負担金（平成24年度以降受領分）について、下式によりその一部を公庫に支払うこととし、公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第11条第1項第6号に基づき当該金銭を収受することとする。なお、公庫への負担金支払額が零以下の場合、金銭の授受を要さず、翌年度の計算で調整することとする。

公庫への負担金支払額

$$= (\text{負担金} \times \text{てん補率 (X期)}) - (\text{保険料 (X期)} \times \text{負担割合})$$

※1 てん補率 (X期) は、負担金方式の保証についての保険関係に係るてん補率の平均をいう。

※2 保険料 (X期) は、負担金方式の保証についての保険関係に係る支払保険料をいう。

※3 負担割合は、「3. 金融機関の負担割合」に定める負担割合をいう。

6. 導入時期等

平成19年10月1日とする。

なお、負担金方式については、「2.」の算式中「保証債務平均残高 (X期)」に係る1回目の計測期間は、平成19年10月1日からとし、「代弁等実績率」に係る計測期間は、平成19年7月1日からとし、「5.」の算式中「てん補率 (X期)」及び「保険料 (X期)」に係る1回目の計測期間は、平成23年4月1日からとする。

7. その他

上記に定める事項を除き、本制度に係る詳細事項については、別に定めることとする。

附 則 (平成19・06・26 中庁第1号)

この要綱は、平成19年6月29日から施行する。

附 則 (平成19・08・02 中庁第1号)

この要綱は、平成19年8月4日から施行する。

附 則 (平成23・03・30 中庁第3号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23・05・11 中庁第2号)

この要綱は、平成23年5月23日から施行する。

附 則 (20120918 中庁第1号)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (20130829 中庁第2号)

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

附 則 (20140114 中庁第2号)

この要綱は、平成26年1月20日から施行する。

附 則（20150714 中庁第6号）

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（20160627 中庁第5号）

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（20171023 中庁第1号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（20180913 中庁第1号）

この要綱は、平成30年9月25日から施行する。

附 則（20210324 中庁第2号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（20210727 中庁第1号）

この要綱は、令和3年8月3日から施行する。

平成19年8月21日制定
平成20年11月19日改正
平成25年9月13日改正
平成27年8月7日改正
平成29年10月25日改正
中 小 企 業 庁

小口零細企業保証制度要綱

1. 制度目的

信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図る「責任共有制度」の導入による小規模企業者への影響を緩和するため、当分の間、一定の要件を満たす小規模企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証を責任共有制度の対象除外とすることにより、小規模企業者への安定的な資金調達を維持し、もって経営の安定に資することを目的とする。

2. 申込人資格要件

次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者を対象とする。

- ① 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの（②に掲げるものを除く。）
- ② 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの
- ③ 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの
- ④ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの
- ⑤ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの
- ⑥ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの（上記①から⑤に掲げるものを除く。）

3. 貸付限度額

2,000万円とする。

ただし、既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で2,000万円の範囲内となる新規の保証に限る。

4. 保証割合
100パーセントとする。
5. 対象資金
事業資金とする。
6. 貸付形式
証書貸付、手形貸付、手形割引、電子記録債権割引とする。ただし、極度設定のある貸付・割引（根保証形式のもの）を除く。
7. 保証期間
各信用保証協会所定とする。
8. 返済方法
一括又は分割返済とする。据置期間は各信用保証協会所定とする。
9. 保証料率
各信用保証協会所定の信用保証料率を適用する。
10. 貸付金利
金融機関所定利率とする。
11. 担保
原則として無担保とする。
12. 保証人
原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととする。
13. その他
本制度を予約保証制度により取り扱う場合は、本制度要綱に定める要件に加え、予約保証制度要綱（平成20・11・18中庁第3号）に定める要件によるものとする。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

〔問合せ先〕

鳥取県 商工労働部 企業支援課

（電 話） 0857-26-7249

（ファクシミリ） 0857-26-8117